

## 令和3年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月7日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○報告第 4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	11
○議案第26号 町道路線の廃止について	12
○議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について	13
○議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	13
○認定第 1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	14
○認定第 2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	14
○認定第 3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	14
○認定第 4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	14
○認定第 5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	14
○動議 地方自治法第103条第2項の遵守について	17
○発議第 4号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について	34
○散会の宣告	36
散 会 (午前11時53分)	36

第2日 9月8日(水曜日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した者の職氏名	38
開    議    （午前 9時00分）	39
○開議の宣告	39
○諸般の報告	39
○一般質問	39
森田義昭議員	39
針ヶ谷稔也議員	52
小野田富康議員	65
○議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について	79
○議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	79
○散会の宣告	80
散    会    （午後 0時41分）	80

第10日 9月16日（木曜日）

○議事日程	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
○職務のため出席した者の職氏名	82
開    議    （午前 9時00分）	83
○開議の宣告	83
○諸般の報告	83
○認定第 1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	83
○認定第 2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	83
○認定第 3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	83
○認定第 4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	83
○認定第 5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	83
○報告 事務事業評価結果について	86
○閉会中の継続調査、審査について	86
○町長挨拶	86
○閉会の宣告	90

閉 会 (午前 9時31分) .....	90
----------------------	----

板倉町告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和3年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月3日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和3年9月7日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	延 山	宗 一	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	今 村	好 市	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 9 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

# 令和3年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 報告第 4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 4 議案第26号 町道路線の廃止について  
日程第 5 議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について  
日程第 6 議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 7 認定第 1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 8 認定第 2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 9 認定第 3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第10 認定第 4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第11 認定第 5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第12 動議 地方自治法第103条第2項の遵守について  
日程第13 発議第 4号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原 実 町 長  
中里 重 義 副 町 長

赤	坂	文	弘	教 育 長
根	岸	光	男	総 務 課 長
峯	崎		浩	企 画 財 政 課 長
荻	野	剛	史	税 務 課 長
川	田		亨	住 民 環 境 課 長
小	野	寺	雅	福 祉 課 長
玉	水	美	由紀	健 康 介 護 課 長
伊	藤	良	昭	産 業 振 興 課 長
高	瀬	利	之	都 市 建 設 課 長
丸	山	英	幸	会 計 管 理 者
多	田		孝	教 育 委 員 会 長 教 務 局
伊	藤	良	昭	農 業 委 員 会 長 農 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長
小	野	田	裕之	庶 務 議 事 係 長
伊	藤	泰	年	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○今村好市議長 ただいまから告示第91号をもって招集されました令和3年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○今村好市議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありましたので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。いつものとおりではございますが、本日は板倉町第3回の定例議会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご出席を賜ったようでございまして、大変ご苦勞さまであります。

今年の夏も異常気象と相変わらず言われてまいりましたが、まさに曇雨天が1か月以上も続いたり、あるいは晴れば35度以上の熱波が続いたり。さらには、突然の線状降水帯の発生で、特に今年は西南地方が今のところ豪雨や洪水、崖崩れ、あるいは土石流による山崩れ等が全国的に発生している状況でありまして、自衛隊の出動が常態化してしまうほどの自然災害の多発化が見られるようであります。特に熱海市で発生した山崩れでは、いわゆる人災も加わったというような方向になっているようではありますが、大災害となってしまう、その他の各地で被災された皆様も含め、お見舞いを申し上げるところでもあります。しかし、この警戒すべき期間、当町にとりましても、さらにあと2か月言ってみれば残っているわけでありまして、台風や秋雨前線の活発化は、忘れた頃にやってくる地震等にも併せて最大の注意を払いながら、そういった対処を万が一のときには頑張っていかなければならない時期でもあるわけであります。

当町においては、東、南地区からの稲刈りが始まっており、聞くところでは異常気象の影響も思ったより作柄にはなかったようで、そんな話が入っております。米の出来については、昨年並みか、やや収量増が見込めるというような状況らしいですが、価格の面では稲また野菜の全般的な安値傾向が心配されているようであります。異常気象よりも、むしろコロナの影響による、いわゆる消費の落ち込み等が安値の原因になっているというようなところもあるようでありまして、農家にとっても決して喜ばない状況が続いているということでもあります。

コロナは、全世界的に、事態の收拾どころか、依然として史上空前の感染者、死亡者数が縮小したり拡大したり、また拡大したり等の一途をたどっているわけでありまして、首都圏をはじめとして、昨年から4度目の緊急宣言が我が国でも発出されており、いまだ全国的にも似た状況の中、人的、経済的にもコロナの影響を最大級に受けている中、経済も落ち込み、国民の心はまさに疲弊し、不幸にも国のコロナ対応の後手後手感に対する不満も最高潮に達しているような状況にもなってきているというふうにも見込んでおります。

厳しい誘致競争に打ち勝って、最大の国民的、世界的スポーツの祭典となるべきであったオリンピック・パラリンピックの開催も、その人により評価は別々でもあろうかと思えます。全国的に賛否両論、激しいブーイング状況の中で、結果的には強行されたということにより、国民に約束し、世界に発信した世界平和の

祭典、あるいは東日本大震災復興五輪、あるいはコロナに打ち勝ったあかしとしての五輪等々、腐心の五輪キャッチフレーズも全く実態とかけ離れたものになってしまったことも片や事実であります。残された借金の清算をこれからするわけではありますが、これも節約五輪、施設有効利用五輪、脱カーボン五輪、いわゆる脱炭素社会に向けた省資源、資源を省く、そういった目的を持った五輪等と今後のオリンピックの方向性を目指した東京オリンピックは、結果的には計画の数倍、あるいは試算によると数十倍に膨れ上がったというようなこともありまして、想像以上の世界に対する約束破りの結果となることは間違いのないところだと言われておりまして、今後のオリンピックの在り方にここで大きなマイナスの石を投げ込んだとも一部マスコミの中では言われているような状況でもあります。無観客の中でもアスリートたちの全力でトライする姿勢は、世界中の、我々も含め、感動や生きる力を与えたことのすばらしさは、その面はもちろん全世界に評価されたことは幸いとして、今後のオリパラの在り方等に大きな総合的には示唆を与えたとも言われているところでもあります。そして、賛否両論を巻き込みつつ、無観客開催を中心に実施された、特にオリンピックの中でもパラリンピック開催中にかかわらず、開催の中心的最高責任者であるべき日本の首相がここ数日の交代劇になるとは、これは主催国として全世界に対する非礼な状況でもあり、今後の反省とすべきであろうとの指摘も片や新聞でもあるところでもあります。コロナ緊急宣言下における国民不在の一方一派の騒動と。これからの今現在進行形中の自民党の総裁選も、同一視されても否定できないところでもあるかもしれませんが。しかし、そうであっても、国民の信頼を失い、党の中でも今次の窮状に大きな不満が噴出している状況下において、万策尽きた結果としての退陣発表は国民にとって現状を大きく変える、ある意味では明るい可能性を菅総理の退陣発表が最後の仕事として下した結論として評価に値するものと私自身は考えたいというふうに思っておりまして、そういう意味では自民党の総裁選の推移をやむを得ず見守りたいとも思っているところでもあります。

このような国内政治の状況下、世界の爆薬庫とも言われたり、いろいろな言い方をされておるアフガニスタンからの米軍撤退計画の実行に当たり、米軍の将来ある青年兵士を含む100人以上のテロによる犠牲。一転して、関係国の軍事力学の変化や、アフガンを含む周辺国の住民の将来に予測不能の影響を与える惨事として、一気に緊張が高まっている状況であります。日本を除く自由主義圏の各国は、邦人及び関係者の救出をいち早く何万人単位まで完了したのに対し、日本人及び関係者500人の救出はほんの1桁、あるいは僅かな人数のみということでありまして、アメリカによる日本関係者救出、十四、五人との報道も別途あるわけがありますが、アフガン緊急関係国間で最悪の結果を日本が状況にあるというようなことも招いており、コロナ対応のまずその中での外交の未熟さを露呈した。未解決の問題としては、日本政府の対応は今後500人の生命を守るためにどう展開されるのか、今後の新首相選びと並行しての大きな関心事の一つになってくることであろうというふうにも思うわけであります。

さて、今回の自民党総裁選挙、一寸先は分からないと言われる政界用語のとおり、様々な下馬評もありました。先週、菅総裁の不出馬が突然発表され、告示日の17日から投開票日の29日までの間は予測不能の激震が続くかもしれない状況にあります。8年あるいは9年の安倍長期政権も含めた、官房長官としてナンバーワン、ナンバーツーに携わってきた菅総理の誕生。昨年9月16日でありました。僅か1年の、8年を支え、自分の力が出せるときにたったの1年の短命で終わろうとしている、言ってみれば強権政治を投了せざるを得なくなったことの政権の特徴、評価点もありましたが、そのほとんどは受け継いだ安倍政治の負の部分が

不評に終わったとの全般マスコミの分析であります。人事権を振りかざした上意下達型、忖度がいつの間にか悪名になった強権政治、多数による問答無用型の政治。あるいは、言葉だけが踊り、実態が伴わない政治、国民からの声がほとんど届かない政治、今までと違った形の腐敗政治。それは公文書改ざんから始まり、事実をなくす手法。あるいは、警察までもかと疑わせるような権力者に都合のいいこひいき人事。公文書の隠蔽、隠す、塗る。黒塗り。言いたいことしか言わない一方通行会話の解釈。それから、質問にも答えない。国民無視。それから、口裏を合わせるとか、優秀な官僚の能力を政策立案のためでなく、国民のためでなく、政治家や首脳を守るための悪知恵袋として利用しているのではないかとか、国民を見ずに身の保全だけに頼る、そういう方向性の政治の姿勢。そのほか数え上げれば切りがありませんが、とうとう民主主義の政党と。こここのところの自民党政権は名ばかりの強行政治姿勢と映る手法での政治運営。一強政党の横暴な政治と国民の目に映っておるのは事実でありまして、さすがに打つ手のほぼ全てが外れに近い結果では、いかに無知で無口で無感情の国民であっても、そのような内閣や首相に対する支持率は上がるはずもありません。ずっと1年間下落し続けたわけでありまして、結果として支持率は落ち続け、自らの欠点が政治の基本からことごとくかけ離れたとき、周囲の同士からも見放されて打つ手もなく、戦う刃も矢もなくなった状態が今回の不出馬の真相であることは既に議員全員の皆さんも承知をしている裏の見方であります。それに加え、コロナ対応の後手後手感がさらに輪をかけたということでもあります。

次を背負う新しい総裁、イコール新首相、それが1か月ぐらいの流れで決まっていくわけではありますが、最低でもできるだけうそをつかない政治、説明責任を果たす政治、あるいは批判に対して聞く耳を持つ政治を最低限求めていきたいというふうに思っております。

安倍、菅政治でできた言葉。底辺までいつになっても来ないトリクルダウン。結局は上だけへお金をつぎ込むだけの政治。言葉だけの一億総活躍社会。東日本大震災原発事故は水面下で解決済みの世界に向けた大うそ。北朝鮮の拉致問題。会うたびに、心情は察する、頑張ると言っ、9年間全く無前進。疑問だらけの森友から始まった加計や桜や、あるいは佐川、黒川等上級公務員の問題。山田広報官も含め、そういう問題。菅総理長男の接待問題、学術会議の任命拒否の問題、河井夫妻の1.5億円の問題、鶏卵業者と農林水産省の癒着の問題、カジノの関係代議士の辞任の問題等々、いつからこんなに自民党政権は墮落したのか。一党一強、誤った官邸主導による官僚機構の骨抜き、ていたらく等々、国民に対する説明責任どころか問題処理の仕方がこれでよいのかという単純な疑問すら対応が不十分では、将来を背負う子供たちの教育を末端の議会が幾ら声を叫んでも、これでよいのかという話にはなりません。話にならない日本を国自体がつくっておっては、大変残念な状況でもありました。これからは期待をしたいと思えます。国民を無視し、これらに背を向けて対応しようとし、解決済みである、既にそれは終わっているの姿勢対応が民主主義国家日本、あるいはもっと言えば、その最先端であると自ら評価をしていたであろう自民党の危機につながるものと考えます。時間がたてば国民は忘れる、話題を変えれば忘れる、しゃべらなければ分からない、隠せ、関係者は飛ばせ、替えろ、黒塗りで消せ、ないことにしろ、それは皆さんが全て承知していることでもあろうと思ひまして、それは僅かこんな小さな議会であっても正義を追求する姿勢は、ぜひ私は持ち続けていただきたいというふうにも思うわけでもあります。まさに時代劇の悪代官そのものを連想させるような政治が日常茶飯事であったとしたら、底辺層の反乱は当然あるということを肝に銘じ、我々も含めた政治家は真剣に活動していただきたいと思ひます。その意味でも、今日の自民党内の若手の行動は、遅かれしではありますが、トン

ネルの先の明るい出口につながる行動と評価をしたいというふうに思っております。

ちなみに、コロナに対しても、憲法で決まっている臨時国会の開会要請が6月の末から続いて、これも脱法があるのですよね。守っているのだよという解釈もあるのですが、悪知恵を使えば。ということで、野党の国会の開会要請に対しても無視続けていると。それはもしかしたら党利党略の姿勢でもあろうと言われ、それが総じて政治家はという日本全国の町会議員も村会議員も含めた以上の政治家は何をやっているのだと政治家不信にもつながる。国会は何をやっているのかという単に代議士だけでなく、いわゆる政治家、ミニでもビッグでも、そういった国民の間で言われるようになってしまって久しいわけでありまして。コロナのパンデミック、世界的な流行が端を発し、異種株による爆発的感染拡大の分析はどうなっているのだ。医療不足の対応は久しく言われているけれども、対処はどうだ。人流抑制の検討はどうなの。ロックダウンの是非を検討しているのかどうかも含め、ワクチン頼み、緊急宣言の効果、あるいはコロナの慣れ。医療崩壊をどうするのか。救急車不足をどうするのか。入院拒否はどうなのか。家庭待機がこれだけ増えてどうするのか。トリアージ、人の命の選別も既に始まっているのも事実でありますし、待機者爆増、待機中の死亡。果ては野戦病院の必要性まで我が板倉町も県に対して陳情するほどの、さらにまた次の新しい異種株、新種株の心配も含め、そのほかにさらに経済の落ち込みや自殺者の急増等々、世界の先進例を追いかけて対応している日本の政治、既に例が前に常にあるにもかかわらず、日本の政治対応はまさに後手後手であり、それが話合いもしない、一党のいわゆる党利党略で国会も開かないのかという批判になっているわけでありまして、国民を代表する議員の国会での役割は全く機能していない責任はまさに首相にあると。自民党の総裁である首相にあるということが昨今、ここ二、三日の結果であろうというふうに思います。数を基本に、野党提案無視の党利党略は常に主導したことへの国民感情のしっぺ返しが今日の政権離れに加速をかけたものとして、いわゆる勝者のおごりと老害政治が結果として短命政治につながったことを根本から反省すべきだと思っております。一党一強が国民の心も痛みを感じない独裁的政治になりつつあったことを為政者自らが気づかず、野党の提案も追及もしらを切る状況は民主主義の危機とも言えることとして、この機会を捉え、政治をする側、我々も含むかもしれません。される側、我々も含むかもしれません。国民の両方の共同責任の下、今日までの一定期間のいいこと、悪いことを含め、大きく我々自身も反省し、まずいと思った点は声を上げていくという姿勢を保たなければ、代表機関としてのいわゆる役割は果たしていないというようなことだろうと思っております。

そうはいいまして、現実の今の法制下、日本の法律の下、末端の自治体でできることは限られておりますので、やむなく県も町もコロナについては国の施策に準じて実行してきておりますが、その中でもほぼ我々本当の末端の素人でも感じられることは、間違いなく人流が増えれば一定の期間の後感染が拡大する。人流が減れば一定の後、中央からの感染が減少し、地方も減ってくるということははっきり表れているのは実感しているところであります。群馬県も、ついこの間ピーク時350人を超しましたが、昨日現在100人を下回る50人強の状況でありまして、6分の1まで減っている。ここで、二兎を追うのか、あるいは撲滅に積極的にさらに突っ込んでいくのか、そういった大きな分かれ目でありまして、その分かれ目が過去4回も5回も同じことを繰り返したということも含めればどうすべきかということも真剣に考えなくてはならない。しかし、片や経済の問題もあるということでもありますので、今まで何回も難しさを考えながら、そういった状況を繰り返してきたわけでありまして、何十兆円つぎ込んだか分かりませんが、結局はだんだん、だんだん大

きくなるということでは、つぎ込んだお金は何のためにつぎ込み、どこへ消えて、我々の税金、日本の借金はどれだけ増えるのか。意味のないことを繰り返していることは果たしてどうなのかと私自身も深刻に考えているところでもあります。いずれにいたしましても、次の非常事態宣言を出さずに済む安定した状態に9月以降、9月12日に、あと5日間ぐらいで、この緊急事態を続けるのか、経済を考えて止めるのか、それらも当然関心を持ちながら、政治の空白をつくらない中で、衆議院選もその間にあるわけでもありますし、9月後半から10月、11月のいわゆる対コロナをどう模索していくのか、どういう考え方でいくべきかということも含め、ぜひ末端の我が板倉町議会ではありますが、考えながら、国がどうかじを取るかということも含め、自らの考え方とのずれやそういったものを真剣に考えていっていただくべきなのかなということを感じているところであります。

さて、板倉町令和2年度の決算の概要について簡単に申し上げますが、各会計あるわけでありましたが、代表して一般会計について申し上げたいと思います。まず、成果というか、私の中心とした政治の成果を自ら述べるのはおこがましいのですが、こういったことを一応中心的にやったという意味での成果。

総務費では、旧庁舎の解体撤去。5年に1度の国勢調査。あるいは、北、東小付近の防災公園構想の検討を令和2年度中には行い、それがさらに進んで今日に至っております。

民生費では、令和元年10月から保育料が国の施策により無償化されたことに伴い、子供たちのための教育・保育給付事業が増額されました。

衛生費では、健康増進事業の拡充、新型コロナウイルス感染症の対応を重視。

農水費では、除川舟渡下の農道補修費や下五箇谷新田地区ののり面補修工事の実施。それから、五箇谷、城沼、頭沼地区の道路、水路整備の町負担や城沼地区の簡易圃場整備。

商工費では、産業・商業施設誘致促進事業の継続誘致。

あるいは、土木費では、道路・橋梁長寿命化促進事業。さらに、町単独道路や町生活道路の整備。

教育費では、小学校の再編、スクールバス運行の導入等を実施いたしましたところでもあります。

また、新型コロナウイルス感染症については、御承知のとおり、予算編成時には、令和2年度当初には全く見通しが立たない状況でありましたが、令和2年4月からの国の特別定額給付金や臨時交付金などの制度が新設されたほか、GIGAスクール構想の促進も図られたことにおいて、当町においても制度を利用し、生活支援給付金、事業継続支援給付金、災害時避難所感染症対策。そして、小中学校生徒のタブレット端末の導入やネットワーク環境整備を実施いたしましたところでもあります。令和2年度末には、現在順調に推移しているワクチン接種体制の整備を2年度の中で整備し、おかげさまで郡内でも板倉はある意味ではすばらしいという医師会の中の評価などもいただいております、町民の皆さんの口からも、順調に推移しているワクチンの準備体制がそれなりに功を奏して今現在があるのかなというような状況の整備もいたしましたということでもあります。

予算額は56億7,000万円のスタートでしたが、9月の補正によって約20億円を追加し、補正後の最終予算額は76億7,000万円強となり、決算額の歳入総額は78億8,300万円強、同じく決算歳出総額は71億5,700万円強となり、差引き残額は7億2,600万円弱となりました。実質収支は7億824万7,701円となったようであります。新庁舎建設や広域防災情報伝達システム整備に関する町債の返済や一部事務組合の施設建設借入れに関する返済負担金、これは厚生病院の改修、消防署の新設、あるいはごみ処理関係の新設による負担の開始

とか、全ての一部事務組合において、そういった町道改修、新設の時期も重なった関係上、それらの返済措置も既に始まりつつあるということで、そういう意味では非常に大変な中に、これから返済額の高額化ということも含め大変な状況になっていくわけであります。それに加えて、まさにコロナの関係を収束しなければ、さらに上積みでいろんな支出も必要になってくるというようなことを総合的に考慮いたしますと、さらなる多額の財政支出が伴うことも当然考えておかなければなりません。まだまだ終わりの見えないコロナの対応に対しても、そして国は最大限の支出もするわけでありましょうけれども、いずれにしても町の財政も直接間接に影響を受けるということも含め、気を引き締めた財政運営の必要が、現状よりも来年、来年よりも再来年と一定の間増す現状であります。より一層気を引き締めてまいりたいと思っております。詳細につきましては、後ほど各分野、細部にわたって担当より説明を申し上げる予定であります。

今議会、報告1件、議案10件のご審議をよろしくお願いいたしまして、長くなりましたが、国の現在の状況を踏まえ、今時点の町長としての考え方を述べさせていただいたところであります。

以上申し上げます、挨拶といたします。

終わります。

---

### ○諸般の報告

○今村好市議長　ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、財政健全化法に基づく報告1件、町道路線の廃止議案1件、補正予算議案2件、決算認定議案5件、動議1件、議員発議1件であります。また、議員配付のみの陳情につきまして、お手元の陳情文書表のとおり4件提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○今村好市議長　日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7番　荒井英世　議員

8番　延山宗一　議員

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○今村好市議長　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、8月20日及び8月26日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員

長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

[荒井英世議会運営委員長登壇]

○荒井英世議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、8月20日及び8月26日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期は本日9月7日から16日までの10日間と決定いたしました。

次に、議事日程ですが、本会議初日の本日は、初めに報告第4号について提案者から報告を受け、次に議案第26号について提案者からの提案理由説明の後、審議、決定いたします。次に、議案第27号及び議案第28号の令和3年度補正予算関係2議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査及び委員会採決を行います。次に、認定第1号から認定第5号の令和2年度の決算認定5議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会へ付託いたします。次に、令和3年第2回定例会で提出されました動議につきまして、審議決定を行います。最後に、議員発議による意見書の提出についてを審議決定し、本会議初日の日程を終了いたします。

第2日目の8日は、3名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係2議案について委員長から審査結果報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

第3日目の9日は、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の10日から休日を挟み第7日目の13日、第8日目の14日の3日間は、予算決算常任委員会を開催し、付託した令和2年度の決算認定5議案について、各課局ごとに決算審査を行います。なお、審査最終日となる14日には、決算全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第9日目の15日は休会といたします。

本会議最終日となる第10日目の16日は、予算決算常任委員会へ付託した令和2年度の決算認定5議案について、委員長から審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、8月26日に予算決算常任委員会で実施した事務事業評価の評価結果について、委員長からの報告を行います。最後に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日から16日までの10日間と決定いたしました。

---

○報告第4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○今村好市議長 日程第3、報告第4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議事に入らせていただきますが、よろしくお願いたします。

まずは、報告第4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということとであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

まずは、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町においては実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%ということとなっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標であります。本町におきましては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は同じく算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標でございます。本町における実質公債費比率は5.5%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標であります。令和2年度は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回ることとなったため、将来負担比率は算定されません。なお、早期健全化基準は350%でありまして、財政再生基準はないということとあります。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標であります。公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では下水道事業特別会計がそれに該当となりますが、資金不足ではないということのため、資金不足比率は当然のごとく算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%ということとなっております。

それらを含めて監査委員の審査をいただいております。それに対する意見書はお手持ちのとおりでございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

報告事項でございますので、改めて説明も予定いたしておりません。

○今村好市議長 以上で報告第4号を終わります。

---

○議案第26号 町道路線の廃止について

○今村好市議長 日程第4、議案第26号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第26号の町道路線の廃止についてであります。

本案につきましては、板倉町大字下五箇地内において、工場の敷地増の開発に伴い、一体的な土地利用を図るため、町道路線廃止の申請があり、現状を慎重に、当局も現場を当然見ながら審査した結果、廃止しても近隣住民等に支障がないと認められることから、町道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線につきましては、町道2333号線、廃止する路線の延長は39.3メートル、幅員4メートルでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、今の説明が全てでありますので、改めて担当課長の説明は予定しておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

#### 議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○今村好市議長 日程第5、議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について、日程第6、議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、そういったことで、27号、28号、両議案について、補正予算でありますので、一括してご説明を申し上げさせていただきます。

初めに、議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ

1,699万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億7,440万円とするものです。

歳入につきましては、地方特例交付金に81万3,000円、地方交付税に2億1,098万6,000円、国庫支出金に163万6,000円、寄附金に10万円、町債に1,070万円をそれぞれ追加し、繰入金から2億724万1,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、衛生費に1,343万6,000円、農林水産業費に345万8,000円、教育費に10万円をそれぞれ追加するものであります。また、町債の予算額を変更いたしましたので、2表地方債及び地方債の調書も変更するものでございます。

以上で、令和3年度板倉町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

次に、議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ196万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5,138万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、4款支払基金交付金に130万円、8款繰越金に66万7,000円をそれぞれ追加し、歳出につきましては、7款諸支出金に196万7,000円を追加するものであります。

以上で、令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わりたいと思います。

そういうことで、両議案一括してご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、数字上のそういった増減でありますので、読み上げましたとおりであります。担当課長の説明は、この先改めての予定はございません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第27号及び議案第28号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第28号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

○認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○今村好市議長 日程第7、認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11、認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、命によりまして、私のほうから提案理由を申し上げさせていただきます。

認定第1号から認定第5号につきましては、令和2年度各会計の決算認定でありますので、議長からもありましたとおり、一括してご説明させていただきます。

初めに、令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに56億7,000万円でありましたが、9回の補正予算や前年度からの繰越明許費繰越額を含めた最終予算現額は76億7,159万8,000円となりました。

歳入総額は78億8,317万8,690円でありまして、予算現額に対する収入割合は102.8%となっております。

歳出総額は、71億5,725万4,989円で、予算現額に対する執行割合は93.3%となりました。歳入歳出差引残額は、7億2,592万3,701円の繰越しとなりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源1,767万6,000円を差し引いた実質収支は7億824万7,701円となりました。

以上で、令和2年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに1億6,483万5,000円でありましたが、1回の補正予算を含めた最終予算現額は1億6,671万5,000円となりました。

歳入総額は1億6,491万669円でありまして、予算現額に対する収入割合は98.9%であります。歳出総額は1億6,303万7,196円でございます。予算現額に対する執行割合は97.8%となっております。

結果、歳入歳出差引残額は、187万3,473円の繰越しとなりまして、実質収支額も同額となります。

以上で令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに21億4,240万6,000円でありましたが、3回の補正予算を含めた最終予算現額は21億5,023万4,000円となりました。

歳入総額は19億299万898円で、予算現額に対する収入割合は88.5%でございます。

歳出総額は18億6,510万6,265円で、予算現額に対する執行割合は86.7%となっております。

結果、歳入歳出差引残額は、3,788万4,633円の繰越しとなり、実質収支額も同額となるものでございます。

以上、令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに12億8,463万4,000円でありましたが、4回の補正予算を含めた最終予算現額は13億4,236万1,000円となっております。

歳入総額は13億542万1,428円でありまして、予算現額に対する収入割合は97.2%となっております。

歳出総額は12億5,988万4,515円であります。予算現額に対する執行割合は93.9%となっております。結果として歳入歳出差引残額は4,553万6,913円の繰越しとなりました。実質収支額も同額でございます。

以上で令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

最後になりますが、認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに1億9,129万6,000円でありましたが、1回の補正を含めた最終予算現額は1億8,564万8,000円となっております。

歳入総額は1億9,742万2,062円でございます、予算現額に対する収入割合は106.3%となりました。

歳出総額は1億7,393万5,263円でございます、予算現額に対します執行割合は93.7%であります。

したがって、歳入歳出差引残額は2,348万6,799円の繰越しとなりました。実質収支額も同額であります。

以上で、令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

なお、各会計における監査委員からの審査意見書は、別紙のとおりでございます。

あわせて、各会計におきます主要施策の成果につきましても、別冊のとおりでございます。

以上、認定第1号から認定第5号までを一括してご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いを申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

ただいま議題となっております令和2年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

荒井監査委員。

[荒井英世監査委員登壇]

○荒井英世監査委員 それでは、ご指名がございましたので、令和2年度の各会計決算についてご報告申し上げます。

令和2年度の各会計決算審査につきましては、令和3年7月30日に実施いたしました。なお、この件につきましては、館野監査委員共々栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、令和2年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について、担当職員の説明を聴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査しましたので、その結果を報告いたします。

まず、審査の総括的意見から申し上げます。令和2年度においては、一般会計及び特別会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりですので、概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額78億8,317万8,690円、歳出総額71億5,725万4,989円、歳入歳出差引額7億2,592万3,701円。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億6,491万669円、歳出総額1億6,303万7,196円、歳入歳出差引額187万3,473円。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額19億299万898円、歳出総額18億6,510万6,265円、歳入歳出差引額3,788万4,633円。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額13億542万1,428円、歳出総額12億5,988万4,515円、歳入歳出差引額4,553万6,913円。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額 1 億9,742万2,062円、歳出総額 1 億7,393万5,263円、歳入歳出差引額2,348万6,799円となりました。

以上、総体としまして、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的が大方達成されたものと評価いたしました。

この先数年は、庁舎建設や防災対策で借り入れた町債の返済が続くとともに、一部事務組合の借入れに対する返済分の負担金が増加するため、歳出が増える状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収は減少することが想定されます。

また、突発的に発生する自然災害が全国的に増加しており、その備えも考える必要があることや旧資源化センター及び旧南北小学校の有効活用など、現在の支出から純増となるものが多く予想されることから、今後の財政運営については、より一層気を引き締める必要があります。これらの状況を十分に認識し、健全な財政運営の堅持により一層の努力を期待するものであります。

以上で令和2年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづつてございますので、御覧いただきたいと思ひます。

なお、議員各位におかれましては、さらに十分なる検討をお願いし、審査報告といたします。

○今村好市議長 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ここで休憩を取りたいと思ひます。

10時20分に再開といたします。

休 憩 (午前10時10分)

---

再 開 (午前10時20分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

#### ○動議 地方自治法第103条第2項の遵守について

○今村好市議長 日程第12、動議 地方自治法第103条第2項の遵守についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

小林議員。

○5番 小林武雄議員 5番、小林です。よろしくお願ひいたします。提案理由を申し上げる前に、提案理由をコピーしたものがありますので、議員各位及び執行部のほうに配りたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○今村好市議長 ただいま提案理由書の提出の申出がありました。これを許可いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時20分)

---

再 開 (午前10時21分)

○今村好市議長 再開いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

小林議員。

○5番 小林武雄議員 それでは、地方自治法第103条第2項の遵守についての提案理由を述べたいと思います。

板倉町議会先例集第21条において、議会構成（(正副議長)、委員会、一部事務組合議会、監査委員）は、2年で編成し直すものとする規定されているが、なぜか正副議長についてのみ括弧書きとなっている。あえて括弧書きになっているということは、何かしらの意図があつてのことであり、他の委員会、一部事務組合議会、監査委員と同列に断定できないことの表れであると考えるのが自然である。

さて、地方自治法第103条第2項において、議長及び副議長の任期は、議員の任期によると明確に規定されている。現在、板倉町議会において、議長及び副議長の任期についての議論が起こっているが、板倉町議会先例集にいかなる規定があつたとしても、上位法である地方自治法が優先されることは、議論の余地もなく明白であり、法治国家日本においては、法に従うのは当然である。

したがって、民主主義の根幹をなす議会が法を無視していると疑われるようなことがあつてはならないため、板倉町議会は、地方自治法第103条第2項を遵守し、同法の規定どおり、議長及び副議長の任期は、議員の任期によることを認めることを提案するものであります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○7番 荒井英世議員 地方自治法第103条第2項について、こういった本議会で表決するということが自体私は大変珍しいと思うのですけれども、こういった事例はほぼないと思いますけれども、それは置いておきまして、去る9月2日の臨時会におきまして、先例集に明示されている議長、副議長の2年任期につきましては遵守するということが否決されました。つまり遵守しないということに議決されたわけです。その先例集ですけれども、基本的に法令に根拠規定がありませんので、議会の自律権に基づく慣行と言えらると思います。仮に先例集に定めたとしても、法令違反ではなく、好ましくない、あるいは不適正であるということから、今回の臨時議会の議決を受けて、先例集に明文化されている正副議長の2年任期につきましては削除しなければいけないということに決定したものと認識しております。ただ、これによりまして、正副議長の任期を2年、あるいは法令どおり、ただいまの提案理由ありましたけれども、4年で実施するというにはならないと思います。この件につきまして、9月2日の臨時会終了後、議員のみ協議会ありました。その中で、今後議会運営委員会を中心に、先例集や申合せ事項全体を見直す中で検討し、議員全体で合意形成を図っていくということに決定しております。これは小林議員も認識していると思います。こうした一連の流れ

の中で、なぜこの段階で地方自治法103条2項の部分を持ち出して賛否を採ろうとするのか、ちょっと私理解に苦しむと感じています。つまりこれから議長、副議長の任期含めて先例集や申合せ事項を見直しましようという議員のみ協議会で決定しているのに、地方自治法103条2項について賛否を採ることは、今後議会の中で議論を進める上で、議論の足かせになるというか、前提になりかねないということで、自由な討論、それを妨げると思います。その辺についてどう思うか、ちょっとお答えください。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ただいまの荒井議員の質問に対してですが、確かに9月2日の臨時会におきまして、町の先例集については否決されて、その後議員のみ協議会で全体について見直しをしていくという話が協議されました。ただ、それが済んだ後に私が9月の定例会において、その上位法である103条について、なぜここに来てもう一度提案したのかということになりますと、確かに荒井議員が心配するように足かせとかなんとかありますが、ただ検討の中で、やはり板倉町議会としても、上位法である自治法の103条第2項についてはやはり守りながら、その中身を見直していくということがやはり必要だと思しますので、その観点から再度この項目について発議させていただきました。

○今村好市議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 中身を守りながら見直していくと、どういうことなのでしょう。例えば提案理由の中で、法令の議員の任期によるとありますよね。これを認めることを提案するものであるとあるわけですよね。つまり議員の任期ですから少なくとも4年ですよね。4年任期でやってほしいということですよね。そういったものをもし仮に可決されたとしますよね。そうすると、今までの議員のみ協議会でこれから見直すという一つの決定事項があるわけですよね。そうすると、別に今後議員の中で協議する必要がなくなるのではないですか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 先例集の第21条に規定してあります正副議長の関係ですが、最後に2年というふう任期載っていますよね。2年というのが今回ずっと5月からの問題でいろんな議論があったのですが、そこをやはり上位法に基づいて任期にするということになりますと、ただ任期にしたからといって、議長になった本人が自分から辞めたいと。それは別にいいと思うのです。それで、任期についてはある程度拘束はしないけれども、議長になった人が1年、2年、3年で交代するというのは、別にそれは法のうちでやっていることですので、問題ないかなと思いますが、どうでしょうか。

○今村好市議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 そうしますと、あくまで個人の判断に任せるといいますか。例えば、根本的なことをちょっとお聞きしますけれども、地方自治法103条第2項につきましては、地方自治の本旨に基づいて、各議会で柔軟に判断、運用していると思うのです。そういった意味で、県内においても85%かな、8割強、1年あるいは2年交代で任期について交代している現状あります。つまり議会運営については、細部については各議会の自律権、そういったものに基づいて私は実施していると思っています。そういったところでいきますと、地方自治の本旨とか議会の自律権ありますよね。そういった部分についてどうお考えか、ちょっとその辺をお聞きします。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ただいまの荒井議員の質問なのですが、確かに先例集の21条の中に含まれているのはあるのですが、ただ議員の任期によるということをお話をしました。各自治体によって、おのおのの中で運用するよという話を今荒井さんほうに聞いたのですが、ただ各町、市の議会において、その中で決めることはいいのですが、その前提となるのはやはり上位法である地方自治法があるので、自治法をしっかり踏まえた上での各地方議会がそのことを決めていくのが望ましいかなと思うのです。そういう観点から、今回再度提案させていただきました。

○今村好市議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 ちょっとよく分からないのですけれども、法令で例えば議員任期4年という形で今回は賛否を採るわけですね。そうしますと、先ほどから申していますけれども、基本的に正副議長の任期についても、例えば確かに法令上ありますけれども、全国の自治体、各議会、柔軟に私は運営していると思うのです。そういった意味で、さきの議員のみ協議会でそういった部分全てを含めて、先例集、申合せ事項含めて協議しましょうとなったわけではないですか。だから改めてこの時点でこういった部分を出すということは、これからの議会の手続上、ちょっと理解できないところもあるのだけれども、どうなのでしょう。その辺。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 確かに荒井議員の意見は意見として理解するのですが、私としては上位法をしっかり理解した上で、先例集など全体を見直していくことを踏まえてやったほうがいいかなと思ひまして、今回改めてこの提案を出させてもらったということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○今村好市議長 荒井議員、よろしいですか。

○7番 荒井英世議員 103条2項の取扱いにつきましては、先ほどから申していますけれども、今後議会で詰めていくということに少なくとも決定しているわけですね。この賛否を採るということ自体、これまでの議会の決定事項に私は反していると思ひます。

そこで、ちょっと私動議者に質問及び提案ですけれども、本動議が賛否にかかわらず、議長の任期についてはこれまでどおり議員のみ協議会でその任期を含めて議会の検討に委ねるというふうに確約してくれませんか。例えばこういう法令に対する賛否というのは普通一般的に考えて、それに反対ではないですけれども、そういう立場を取るとするのは実際のところ難しいでしょう。それはあるのだけれども、いずれにしても今後の議会運営をスムーズにいかせるためにも、議長、副議長の任期についても今後の議員全体の合意の中で決定していくという、そういうのをちゃんとやってくれませんか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 私個人でそれをはっきりとはあれですが、ただ今日の採決について皆さん、私以外の11名の皆さんの採決になりますので、それで先ほど荒井議員さん言っていたように、賛否にかかわらず、議員協議会によって決めたことを守りなさいということだと思ひのですが、そうするとこの議会で決めたことが何もなくなると。提案を取り下げなさいというような意味になってしまいますので、やはりある程度のは、これについては採決の結果を踏まえてやっていただきたいと思ひます。

9月2日の臨時会においてもですが、先例集の遵守についても賛成が5名、反対が6名ということで、その賛否に関しても、1票、2票の差で賛成、反対が変わってしまうと。ということは、その先例集自体も皆

さんが守っていくべきものなのか、その内容をこれから協議するわけですが、そういう意味でもやはりできれば先例集というのは、12人議員がいれば最低でも11人、12人の皆さんがこれでいいですよというような内容のものをつくり上げていかないと駄目かなと思いますので、そういう意味でもまた改めて今回こういう提案を出させていただいたということになりますので、ご理解いただければと思います。

○今村好市議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 質疑は何回まででしたっけ。

○今村好市議長 時間だから大丈夫です。

○7番 荒井英世議員 いいですか。先ほどから言っていますけれども、例えば今回のこういった本議会でこれについて賛否を採るというのは、私はちょっと理解に苦しむと冒頭言いましたけれども、法令に載っていることを、例えば地方自治法に載っているわけですから、それについて反対するというのは各議員ともきつい状況だと思います。ただ、これからいろんな議会運営を進める中で、特に正副議長の任期ですけれども、これについて今後詰めていくという話の中で、こういった部分でこれが前提となるわけではないですか。仮に賛成が多かった場合。そうすると、簡単に言ってしまうと、議論する余地はないですよ。そう思いません。

以上です。

○今村好市議長 答えはあります。

○5番 小林武雄議員 ただ、荒井議員質問したとおり、上位法で決まっているから板倉町議会のほうで賛否を採る必要はないというような発言だと思うのですが、ただこの5月以降から先例集の中を議論していく中で、これは9月2日の関係もあります、上位法をちゃんと理解した上で、やはりそういうものはつくっていくべきだろうというようなことだと思うのです。それが、先ほど言いましたけれども、1票差で変わるという、その現象というのは、やはり板倉町議会としては好ましくないだろうと。そういうのをある程度、議会の道しるべというか、そういう意味で上位法があって、先例集があるわけですから、そういうところをしっかりとつくる上では必要なのかなと思うのですが。

○今村好市議長 いいですか、荒井さん。

では、森田議員。

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。どうぞよろしくお願いいたします。9月2日の臨時会において、先例集に対して賛否を採りました。それで、賛成者は5人ほどいましたので、今回はそれをピンポイントでそのところだけ取り上げたのが今回の小林議員だと思います。5人反対をされたのですが、その人たちの考えというか、それを確認をしたいといったようなことだと思います。これ自分も作成するとき立ち会いましたので、基本的には法があって守るのは当たり前だと言っておきながら、そういう先例集があったというのが素朴な疑問だと思います。難しく考えないで、先例集に賛成をした方がこの法に対してどういうふうを考えているかという確認です。よろしくお願いします。

○今村好市議長 答えはいいですか。質問ですか。意見ですか。

○3番 森田義昭議員 小林君の補足。

○今村好市議長 今質問の時間なのです。

○3番 森田義昭議員 では、一応そういうことで、確認をしたい。それはなぜできないか。

○今村好市議長 今回の提案者に対しての質問ではない。

○3番 森田義昭議員 質問ではない。荒井さんに対して小林君の足りなかったところを……

○今村好市議長 補足。

○3番 森田義昭議員 小林君の補足でもあり、荒井さんに対して質問します。

○今村好市議長 何言っているの。ちょっと待ってください。今提案に対する質問をやっているのです。だから、提案者が質問に対して答えるのがルールになっていますので、今のはなかったことということでいいですか。

○3番 森田義昭議員 荒井さんに質問します。

○今村好市議長 違うよ。荒井さんには質問できないです。

○3番 森田義昭議員 分かりました。では、補足ということで。

○今村好市議長 質問者が誰々さんに補足説明お願いしますと何とも言っていないのだから、質問の時間だから質問してしてください。質問でなければ、今の発言は取消しという形になります。

○3番 森田義昭議員 分かりました。小林君に質問します。

基本的に、先例集を可決しました。それに対してわざわざピンポイントでなぜ出したか、それを質問したいと思います。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 森田議員の質問ですが、9月2日に先例集の賛否が採られて、全体としては否決されたということになります。ただ、これを一般の方が見た場合に、板倉町議会は町の議会が決めた先例集を守らないのかというようなニュアンスに受け止められます。そういう意味では、やはり板倉町議会がしっかりとした上位法の自治法の103条2項にその規定があるので、そのことについてはしっかりと守っているのですよということを出すために改めてこのテーマを単独で出させてもらったということになります。

以上です。

○今村好市議長 森田議員、よろしいですか。

ほかに。

〔我々は発言しちゃ駄目なんですか〕という人あり〕

○今村好市議長 執行部に対しての質問はやっていないですから。

〔でも、全体の会議の進行上で、あれじゃないですか。議運で先ほど報告を受けて、進行を了解を取って、全員が多数で賛成したんだから〕  
という人あり〕

○今村好市議長 暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時44分)

---

再 開 (午前10時45分)

○今村好市議長 再開いたします。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 動議の提案理由なのですが、先ほど荒井議員が言ったように、これは議会で

議決になじまない案件かなと私は思っているのですが、結論からいえば、いったん継続審議にするか、取り下げで再提出するか、そういう検討をしていただくような案件かなと思っっているのです。

その前に、提案者の小林議員に伺いますけれども、上位法である地方自治法を優先されることは、議論の余地もなくどうのこうのところに書いてあるのですけれども、上位法、上位法と盛んに言っているのだけれども、法律を適用するとか当てはめるときは、どういう当てはめ方をされるのですか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 一般的に自分たちの中で決めていく中で、困ったときについては、やはり上の上層部にどんなことが書いてあるか、それについて聞いて、それで間違いがあるかないかを確認した上で決めたいくのかなと思うのですが、私としては。その上で、やはり上位法を重んじるというか、そういうふうに取り扱っている。自分の感覚ではそう思っています。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 逆なのではないのかい。下のほうから当てはめて、問題が解決できなかつたら上に上っていくのではないのかなと思います。上位法を優先といったら下位法要らないのでは。法律というのは、普通法があつて、特別法があるわけだ。何とか法というのがあつて、何とか新法とか、次から次と星の数ほど法律はあるわけだけれども、みんな我々そんなもの何があるのだから分からないけれども、当てはめるとすれば一番下の法律から当てはめていくのではないの。上位法、上位法と。上位法優先といったら、何のための下位法かと。下位法要らないのでは。その辺どういうふうな解釈されているのですか。これ。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その解釈の仕方は青木議員と私とでは恐らく違つているのかなと思うのです。そのところは。そこはどうしてもそうなると思うのです。このことを提案している人と質問するほうの側ですから。ですから、上位法を、自分たちで困つたことがあつたら上位、上位と確認していつてやつていくと。その辺の大きい枠の中では恐らく入つてくると思うのです。上位法の中に。ですから、ちっちゃいではなくて、大きい中の一部としてこれは取り扱つていくような形になると思いますので、あくまでも地元の法もありますけれども、ただ参考までに言いますと、町のいろんな行政でも何でも上位法が変わるとみんな下へ来ます。やはり上からだんだん、だんだん流れてくるというのが筋ではないのかなと思うのです。どうでしょう。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私が言つているのはそういう意味ではないのだ。それは国の法律が変われば町の条例も自動的に変わるとか、そういう問題をやつているのではない。いろんな法律があるでしょう。大ざつぱに民法といつたつて、民法の下に今なんか無数の消費者保護法だか品確法だとか何だとかとあるのは、みんなそういうのを適用して、紛争というか問題が解決できなかつたときに上の法律に遡るのではないですか。だから、上位法が優先するというのは、問題が解決しなかつたときに上位法を遡つていくのであつて、頭から上位法を優先して、議論の余地なく下の法律は無効だとか何だというのはちょっと問題があるのかなと思うのです。

そこで、まず私素朴な単純な質問するのですけれども、小林さん、法律を遵守する、守るということは同じこと、違ふの。遵守するということと守るということは、単純な言葉なのですから、中身多少違ふの

ですか。同じなのですか。どう捉えていますか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 普通に守る言葉と遵守する言葉、正確に私も国語学者ではないですからそこまではっきり言えませんけれども、ただ法律とかそういう関係で従っているのについては遵守すると。それでないものについては守るとか、そういう解釈であるのかなと思うのですが。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 大した違いもなく、そのときの言葉の使い方で同じなのだなど。

そこで、小林議員に何うのだけれども、法律というのは悪法も法なりとあって、存在している限りは、反対であっても、不満があっても、それに従っていかなければならないのだよね。積極的に守りましょうという人もいるかもしれないけれども、嫌々でも渋々でも守らされているわけではないですか。法律というのは。その辺のことをどういうふうに法律というのは解釈しています。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 青木議員がおっしゃる法律の解釈の関係で、私が今提案しているのと若干違うのかなと思うのですが、ただ法律を決める中でも10人の人がいて、10人中で8人とか9人とか、そのぐらいの人数がいて、皆さんが10人中8人ぐらい、これは分かりますよね。こんな感じでしてくれというふうになっていかないと、その法についても皆さんが納得しないのかなと。また、今言われた二、三割の人が反対でもその行動を守らなくてはならないというような今青木議員の発言ですが、それはやはり日本の民主国家ですから、あくまでも民主国家で多数決か何かで決めたやつについては、それは1割、2割の人が反対したとしても、それは守っていくということになると思うのですが、そんな考えでよろしいでしょうか。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 法律というのは、国会で多数決で決めたものでしょう。例えば消費税に国民が7割反対したって、通れば有効で、渋々国民は従っていかなくてはならない。地方自治法というのは昭和22年にできたというのだけれども、マッカーサーに押しつけられてできたのかどうか知らないけれども、あるのだよ、もう。だからこれがある限り、改正しない限り従わなくてはならないのです。その辺のことをどういうふうに受け止めているのか。遵守しましょう、遵守しましょうと言っているのですけれども。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 私先ほどから何回か言っているのですが、今回の提案の関係につきましては、地方自治法103条2項について、議員皆様の判断にあくまでも委ねているわけですので、先ほど青木議員が言われたように、守る守らない、確かにそれは今世の中ありますので、ただこれについて表決をして、今11人こちらにいますので、11の方が、要するに守る守らない、個人の意見ですからそれはそれでいいと思うのですが、それについて板倉町議会としてどういう表決になるのか、そこはちゃんと確認しておきたいなと思って、一応また再度提案を出させていただきました。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だからさっき荒井議員が言うように、法律が違法かだとか合法かなんていうものを議会で議論するにはなじまない案件だということだと私は思うのです。それで、法律というのは嫌々でも渋々でも守らされているのだ。守るのではないのだ。行儀のいい道徳的な人は積極的に守っているかもしれな

いけれども、私悪い人のことを想像しては悪いのだけれども、大半の人が嫌々、渋々従っているというのが実態かなと私は思うのです。例えば今頃、秋の交通安全週間やっていますよね。道路交通法があって、我々守らされているわけだ。守らされているけれども、安全週間でキャンペーンをやって、さらに皆さんに交通安全を強く認識して、交通事故を減らしましょうということでやっているわけなのです。みんな守らされているのだ。その上に、もう一段上に法律を強く守りましょうという意識づけのためにやっているわけ。今回の小林議員の動議はそういうものなのかと聞いているのです。法律だって守らされているのだ。守らされているのだけれども、さらにその一環でキャンペーンみたいなもので、議員はみんな法律守っていないから、違法なことをやっているから、もっと気を引き締めて法律守るようにしましょうという運動だ。そういうこととは違うのですか。これ。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 青木議員がおっしゃった、法はもともと守るものだということ。それで、あえてここになぜ出したかということだと思うのですが、ただこの自治法103条第2項をここに出すまでの過程がありますよね。5月から6月の関係の。私がこれを出すときには6月でしたので、あの頃はまだいろんな議論がありました。9月2日の臨時会において、ある程度の方向性は出ましたけれども、まだこれから全員協議会で進めていくわけですので、全員協議会を進めていく中で、やはり基本的なことは皆さんが守る、遵守するということは分かっているのですが、改めてやはりこういうことは確認しておいたほうがいいかなということで、再度また。一時はやはり考えたのですが、やはりその確認のために上程させていただきました。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だから、先ほど言ったように、法律というのはある限り守らなくてはならないのでしようというのです。嫌でも。守らされているのです。それを守っているのだ。最低。守らなければ違法になってしまうのだから。交通安全週間の交通ルール守りましょうという、交通安全週間みたいな問題で提案されているのですかと聞いているのです。議案ではなくて決議案というか、そういうのならまだなじむのかと思うのだ。核廃絶の町とか、交通事故ゼロの町とか、そういうのをやりましょうというので決議案だったら私はいいかなと思って、動議の案が遵守についてと。遵守しているのに、さらに遵守しろということみたいなもので、どういうことなのだろう。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 再三私のほうは回答しているのですが、やはり9月2日を踏まえ、今後の上位法の関係、上位法がずっと出ていますので、その関係の賛否というのですか、それを諮りたくてのせさせてもらいました。もともと、青木議員が言うように、確かに法というのは守るべきです。それは分かっています。ただ、うちの議会としてこれを再度確認する意味で、議案として上げさせていただきました。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では、法律を守っていないという前提で議案を上げているということ。遵守しましょうというのは。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 各個人が守っている、守っていないではなくて、これについて皆さんの考え、それを確認するということになります。

○今村好市議長 いつになっても平行線なのですけれども。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 もっとはっきり言えばいいのだ。言っていること分からないのです。私は、法律って、ある限りは嫌でも何でも守られているのでしょうか。最低。積極的に前向きに守っている人もいるのだ。だけれども、嫌々、渋々従っている人もいるわけ。でも、それでも守っているということになるわけです。だから、それをさらに遵守しましょうと言っていることが議案として、さっき言ったように、決議案みたいなのならいいと思うのです。我々は、交通安全週間みたいに交通ルールをしっかりと守りましょうと。守っているのだ。二階建ての、さらに強く交通事故を減らすために、交通ルールをしっかりと守りましょうという、やっていますよね。みんな。納税の期間になると1日税務署長が出て、納税の義務をしっかりと果たしましょうなんてキャンペーンでやっていますよね。そういうものかどうかというのです。それなら分かる。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その見解が青木議員とあれですが、ただ素朴に、確かに青木議員おっしゃるように、各議員法律というのは守っているのが当たり前だということは言っていますが、あえてここで言っているのは、5月から始まってきて、いろんな議論の中で、103条第2項については紆余曲折あって、その言葉についてはやはり議運のほうでこれからやっていくわけですが、その確認というのですかね、その意味は上位法があるので、その議論のときも上位法がありましたけれども、上位法の言葉がありますので、上位法についてあくまでもこの議会としてそれを守っていきながら、先例集を見直していくという形が望ましいかなと思ひまして、改めて提出させてもらいました。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ちゃんと意味分かっているのかな。先例集が違反しているとかということのようなのだけれども、先例集が違反している根拠とか理由を明確に示してもらえますか。地方自治法に板倉町の先例集というのは違反しているとかというふうに、議論の余地もなく違反しているみたいな提案理由になっているのですけれども、理由を示してみてください。小林議員の個人的な見解でいいよ。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 このところに書いてある自治法の103条第2項についての遵守の関係ですが、うちの町の先例集には第21条に、括弧が書いてありますけれども、2年と後書きで書いてありますよね。103条については、あくまでも議員の任期でやると。任期ということは、当選してから次の選挙あるまでが普通任期となりますが、それは約束された任期だと思うのです。それを前段として考えるということになりますと、そこに1年とか2年とか3年とかという縛りが入ってしまうと、それについてやはり違法になるのかなという解釈になると思います。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 さっき荒井議員も言ったけれども、地方自治の本旨に基づいて法律は解釈して運用しろとあるよね。地方自治法の議員必携にも載っているけれども、2条の12項というところに載っていますよね。法律は、地方自治の本旨に基づいて解釈して運用しなければならない。運用して当てはめたら先例集は違法かなということだったのですか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 103条第2項には、あくまでも年数というのは書いていないと思うのです。そうしますと、先例集の21条のところに2年が載っていると。それについてはやはり間違っているのではないかなと思います。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私の個人的な見解を述べます。

この地方自治法103条2項と先例集との関係を地方自治法の2条の12項に当てはめてみると、地方自治の本旨という言葉がいっぱい出てくるわけ。抽象的な言葉だよ。地方自治の本旨とは何か。地方自治の本旨とは何かが定説となっているのは、地方自治の本旨とは、地方分権、団体自治だ。それが地方自治の本旨なのだ。だから、権限をそれぞれの団体に与えて、問題、紛争を解決するのはそれぞれの団体に解決していく。それぞれの団体に規約なりそういうものを設けて解決していくというのが地方自治の本旨だと言われているわけです。ですから、どこの町にも体育協会だとか、文化協会とか、行政区だとか、子供会だとか、老人会だとかといろんないっぱい団体があると思うのですけれども、その団体はそれぞれが規約を設けたり、あるいは慣例を設けたりして運営されると。そこで解決していくというのが地方自治の本旨だということになっているのです。では、それに倣って、板倉町議会も団体ですから、板倉町議会で設けたいろんな規約とか、あるいは慣例は文章化されていないけれども、行っている慣例とか慣習とか、そういったものを団体の中で運用する限りは、公序良俗とか公共の福祉に反しない限り、そういう規則とか慣例を設けても何ら問題ないということの解釈の下に運用されているのだと思うのです。そうであるから、群馬県だけではなくて、全国のほとんどの自治体が地方自治法103条2項の文言というか字句どおり運用していないわけです。何ら問題にされていないということは、これはぎりぎり反していない、違法ではないということに運用されているというふうに私は理解しているのです。人口的には95%ぐらいの人口の都市が103条2項を運用していないのではないかなと。人口的に言えば。それは問題にならないということは、法律というのは、小林さん、解釈して運用なのだ。そうでしょう。検察庁に行かれた事件だって7割ぐらい不起訴になっているのだ。みんな。10万件あると7万件ぐらい不起訴だから。いろいろ検討して、結論出すわけだから。いろいろな条件というのは、縦横、斜め、四方八方から検討した結果、当てはめていくわけです。そうすると、板倉町の先例集も、これは必ずしも違法ではないと。大きな目で言えば、地方自治法の傘の下に入っているというふうに私は理解している。だから長年何ら問題なく運用されてきたというのが私の見解なのですけれども、小林さんの見解はどうなのですか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 例えば青木議員が議会以外の各種団体の決まり事とかそういうことについてお話しされましたけれども、いずれにしてもそういう団体にしても、役場とかそういう機関のやつを参考にしながらつくっていると思うのです。議会にしても、やはりその上である自治法とか、それを参考にしながらつくっていると思うのです。あくまでも。その言われた地方自治法の本旨というかそれについては、先例集の21条の関係で、先ほどから言っているのですが、上位法で大きく傘の中に入っていて、その中に2年というのが入ってあって、それについて青木さんは上位法の中に入っているから問題ないだろうということの解釈だと思うのですが、そうするとあくまでもその中に入っているから2年ということが入ってしまうと拘束力というのが出てくると思うのです。その拘束についてずっといろんな議論がなされてきて、賛成、反対、賛成、反

対でずっと変わってくること自体あまりうまくないのかなど。先例集としては、やはり誰が見てもこれはこの道で進んでいくよと。ですから、今ある板倉町の議会の先例集についても、21条を除けばほとんど皆さんがずっとそれを継承して、30年、20年ずっとやってきていると思うのですが、その部分だけ、それもここ六、七年ですよ。ひょいに出てきたのが。それまでは誰も先例集についても声も上げないし、手も挙げないという形だと思うのです。ここに来て急に上がりましたので、そうするとその辺はもう一度議員の中で確認はしておく必要があるのかなということで、今回こういう動議を出させてもらいました。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ぐるっと回って、さっき荒井さんが言ったように、先例集がどうのこうのというのは板倉町議会の団体の中の議論なのだ。だから、それは板倉町議会の中で議員のみの協議会とか、そこで議論するのはいいと思うのです。板倉町は議会だから、今、議会の議決案件になじまないのではないかなというのが荒井さんも言っているのだけれども、私もそう思うのです。だから、それはいいのです。提案者だから取り下げないと言えば取り下げなくてもいいのですけれども、今村さん、あと5分でいい。

○今村好市議長 簡単に。

○10番 青木秀夫議員 簡単ではないのだけれども。

では、何で、そもそもの話、小林議員に聞くけれども、103条2項を遵守しようなんて急に言い出したの。何ここにそんなこだわるの。ついこの間までは、ここにいる議員全部が先例集を尊重してみんな動いていたのではない。ついこの間までだ。裏話言いましょうかと言ったけれども、その先頭切っていたのは市川議員とか延山議員ではないのかい。4月2日の日に私のうちに来て、議長後期は市川さんでお願いしますと来たよね。市川さん、来たよね。

〔「行きました」と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 来たよね。来て、そういう話をしているわけだ。それで、12日のときにまた来た。延山さんが。市川を、町長室行って、町長と3人で議長になるのを断念させた。うち来たのだ。そうしたら、15日にまた来た。そこへ森田さんが2年交代の約束を守ったのはどうだとかとクレームつけてきて困ってしまったと。質問ではないがねと言うからだ。そういう実態もあるわけです。2年前、前期、延山さん、後期、市川さんということを決めるときに、森田さんが言った。しっかり約束事は決めないと、約束は毒まんじゅうでは駄目なのだよと言って、しっかり決めておかなくては。そういうことをやって、地方自治法103条2項を破っているのです。それで、4月15日の日に来て、実は市川さんの後期議長を断念させたというのは撤回になってしまった。森田がうちに押し込んできて、その約束はどうなったのだということで……

○今村好市議長 青木議員、個人的な話はなるべく控えてください。

○10番 青木秀夫議員 あまりにもこだわっている、前から言っているではない。裏話しまししょうかと私何度も言っている。今村さんだっ言っている。5月7日の日に。5月7日の臨時会の昼休み、延山さんがうち来て、辞表を出すけれども、選挙になって入れてくれたら出すと。そういうことをはっきり言っていました。あのとき今村さんがそれとなく言ったけれども、根拠を示せなんて強弁していたけれども、あのとき11時40分頃うちへ来て、12時半ぐらいまでいたのだ。あのとき、お昼とまで言わないけれども、うちで何か食べていった。そういうことがあるので、そういう人たちがなぜ急に、人間の心というのは長い年月で変遷もすると思うのです。

○今村好市議長 青木さん、ちょっと延山さんの話も。

○10番 青木秀夫議員 いいよ。だから、そういうことで、何でこだわっているのか、小林議員も、みんなここにいる人は地方自治法103条に違反した行為を取っているわけだと。具体的に言えば、先例集を尊重して動いてきたわけだから。その人たちがなぜここで強く急に変わっているのか、その理由を聞きたいのです。

○今村好市議長 答えられますか。

○5番 小林武雄議員 今の言葉は、なぜここに固執するかと。個人の意見ですから。何度も言いますが。ただ、5月、6月の表の議論の中で、先例集がある日突然出てきまして、それまで全然出てこなかったのですが、先例集が出てきたことによって、その中を見てみたら2年が載っていたと。ということになると、上位法である自治法には違反しているよということだから、やはり上位法である自治法を守るのがいいですよということをお前は提案するわけですが、それに対していろんなことを青木さん言われましたけれども、過去ずっとそれでやってきたということは分かるのですが、ただ今回そういういきさつがあったから、改めて自治法103条第2項については守りましょうね。その上でいろんな協議をやっていきましょうねということで、今回動議を出させてもらいました。

○今村好市議長 ほかに。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。幾つか質問をさせていただきたいと思います。

地方自治法第103条第2項を遵守ということですが、遵守ということであれば、守っていない状態というのがあって遵守ということになるかと思えます。守っていない根拠が提案理由によりますと、板倉町議会先例集第21条内の議会構成、括弧つきでの正副議長の記載ということになるかと思うのですが、間違いありませんか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ただいま針ヶ谷議員の申されたとおり、そのところが提案内容でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 であれば、先例集のこの記載自体が法令違反だということでしょうか。板倉町議会が2年交代で議長、副議長の選出を行っていることも法令違反なのではないでしょうか。というのは、さっきの議員さんたちの話の中にもありましたように、板倉町では先人、町長が議員時代も含めて長い間慣例によって行われてきたことであります。現在も日本国内、各自治体で1年ないし2年で行われていることでございます。この行為が法律違反ということであれば、法律違反として扱われた判例について伺いたいと思います。判例はございますか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 判例とかそこまでになると、私も確認はしていません。ただ、確かに針ヶ谷議員が申されたように、過去30年の議会運営の中で、2年交代でずっと6年前までは運用されてきたと。先例集もずっとありましたので。ただ、この間の臨時会もありましたけれども、8割、9割のところでは恐らく先例集というところには、議長、副議長の任期についての記載がないと思うのです。その中で運用して、お互いの慣例というのですかね、先例の場合、文章に載ってしまいますので、慣例でしたら文章に載っていませんので、お互いの気持ちの中の慣例の中で恐らく2年とか1年とか3年とかで正副議長の交代をやってきたと

いうのがいろんな団体の流れかなと思うのですが。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 そうやって2年で、あるいは1年で交代をしているわけです。今回は地方自治法第103条第2項の遵守ということですが、地方自治法と板倉町議会内の先例集第21条が同列に置いてあるのかどうか。103条第2項については、先ほど来各議員がおっしゃっていたように、これを守らないと議員としては成立しませんし、皆さん守っていらっしゃるのだと思います。改めて議題として取り上げるにはそれなりの理由が必要なのだろうと思いますが、その理由が板倉町議会の内規に当たる先例集第21条と。しかも、括弧づきの正副議長という部分については、これはいささか疑問が残りますが、この件につきましては先日の臨時議会で否決されまして、議員のみ協議会で見直すことが決まっておりますが、改めて地方自治法103条第2項を取り上げる理由ですね。といいますのは、この中に監査委員も2年で編成し直すと書いてあります。監査委員についても自治法の中に記載があったと思いますが、事務局長、間違いありませんか。

「答えられないんで。質問受けられない」と言う人あり]

○6番 針ヶ谷稔也議員 すみません。監査委員も議員の任期という記載があったかと思いますが、なぜ監査委員は取り上げず、103条第2項のみ、正副議長の任期のみ取り上げるのか、お伺いします。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 103条第2項をなぜ取り上げるかということにつきましては、5月7日以来、ずっと先例集の問題、議長の問題等々で議論をなさってきた中で、この問題が一番中心になっているし、この問題が一番議題の中心になっているということになりますので、そこのところを解決していかないと次の段階に行かないのかなと。

あと、9月2日に臨時議会で決められて、その後全員協議会で先例集については全体を見直すということに決まって、この後やっていくわけですが、ただ現段階では今の先例集が生きているわけです。否定はされましたけれども、先例集をちゃんと見直しをしていかないと内容的には運用できないと思いますので……

「議長、今の間違っている」と言う人あり]

○今村好市議長 提案者の見解ですから。

「出された時点で先例集はもうないの。だから、議員同士で先例集の必要な部分を話し合って再考するには議会の問題」と言う人あり]

○5番 小林武雄議員 いずれにしても、先例集をこの後見直していく中で、この点については一番ポイントになるのかなと思ひまして、再度取り上げさせてもらいました。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 正副議長が括弧づきなのは、内規の中で、そのときの板倉町議会の状態として、自治法では任期4年ということで書いてあるけれども、人数も多いし、4年では回し切れないから2年にしましょうよという約束事が出来上がったのだと想像するのですが、これはあくまで想像です。その中で、2年で回していったのですが、中には、いや、今回みたいに俺は4年やるのだというような方が出てくると、どこかに書いておかなければということで、しょうがねえなということで、正しくは書けないから括弧づきで正副議長と書かれたのかなと推測をするわけです。先例集第21条と自治法の絡みからすると、今答えの中にはなかったのですけれども、監査委員の2年というのも同列で取り上げるべきだと思うのですが、なぜ

103条2項だけにこだわるのか。何で正副議長の任期のみにこだわるのか、もう一度答弁お願いします。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 地方自治法には、監査委員の任期4年というふうに確かに載っています。正副議長についても載っているということですが、なぜ今回だけ正副議長だけを突出して出しているのかということについては、要は5月7日以降、監査委員とかほかの委員については何ら問題なく過ぎています。それで問題なく来ているのに、今さらどうのこうの言ってもしょうがない。ただ、正副議長については、何らかの問題が起きています。賛成、反対がある中で来ていますので、そういう意味ではこれはこの部分だけ焦点を当てて取り上げたほうがいいかなと思ひまして上げました。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 おかしくないですか。第21条に記載されていること自体は法律違反なのですよ。ということは、監査委員が記載されていることも法律違反ではないのですか。どうですか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 そのこのところも議長と同じようにお互いに納得をして受けてやっているわけですので、辞任して、正式には就くわけですけれども、そのこのところは、監査委員とかそちらについては何ら問題なくスムーズにいつてしまったということなので、そこは確かに、今言われるように、同じ第21条の中に入っているけれども、片方だけ取って、片方だけと思うのですが、ただ議長ということについてはやはり今回いろいろとありましたので、この部分だけ取り上げさせてもらいました。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 いろいろあった原因が、この先例集第21条の記載ですよ。記載がなければ問題ないわけですよ。それを慣例に従って2年で皆さんが動いてくれれば何の問題もないのだけれども、その慣例が動かないので、あえて先例集第21条に記載がありますよとしたものだから問題が大きくなったのではないだろうかと思ひます。ということは、正副議長の記載があると同列で、監査委員の記載があるのも同列ではないですか。地方自治法103条第2項だけ遵守するという発議に対しては疑問を抱きます。

なお、現状、判例もない。記載については、あえて法律に抵触する可能性があるということでもありますけれども、今後103条第2項について賛成、反対の討論があるかと思うのですけれども、反対討論のしようがない議案だと思ひますが、小林さんはどう思ひますか。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 そのこの討論に関しましては、私は挟む必要ないと思ひます。ただ、反対する人は、だから個人個人の意見だと思ひますので、そこまで私は言う必要ないのかなと思ひます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 反対討論ができないということは、皆さん103条第2項は遵守しているからなのです。だから、あえてこれを議題とする必要があるのかということで、動議で上がっただけで、あれですよ。遵守するというので、遵守している状態を改めて遵守するという提案については、もう一度説明をお願いします。

○今村好市議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 遵守に書いてあって、今現在皆さんが遵守しているということに対してもう一回議

場のほうで動議を出すということについて、先ほどからずっと言っているのですが、5月7日からずっとというんなことがあって、その中で先例集の中に正副議長の関係だけ2年というのが載っていて、その問題が解決したにしても、いずれにしてもこの問題は一番上位法にありますので、それをしっかり踏まえた上で今後の全員協議会の中で話を進めていくのがいいのかなと。あと、守っているからこういうものを出さなくていいのかというものではなくて、反対意見があろうがなかろうが、やはり私としてはこういうものが、こう思うので、出したいということについては特別出させてもらっていいのかなと思うのですが。

○今村好市議長 ほかに。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論については、初めに反対討論、次に賛成討論の順に行います。

討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 反対討論なし。

賛成討論ありますか。

森田議員。

○3番 森田義昭議員 小林議員の提出による地方自治法の遵守について賛成いたします。

議会の大小にかかわらず、民主主義の根幹をなす議会が法を無視するようなことがあってはならないと思います。法は、決して多数決などに左右されず、誰にも曲げることも訂正さえもできない絶対的なものであると思っています。ゆえに、地方自治法の遵守には賛成をいたします。

○今村好市議長 延山議員、どちらですか。賛成と反対。

○8番 延山宗一議員 賛成です。反対討論がないということで、賛成討論というふうになります。賛成討論を申し上げます。

9月2日の臨時会におきまして、地方自治法を遵守しないで板倉町先例集を遵守とした動議は、上位法に従うべきと、否決となりました。それぞれの自治体において、先例集は議会運営の規範として、議会が認知したものであります。議会運営に関する法令は、地方自治法の会議規則に規定があるものではないということです。先例は、法令に違反しない範囲で定めなければならないとあるわけです。今まで板倉町先例集を遵守したことは、法令に違反する先例を定めていたということも言えます。議会は、法令や条例によって運営されていることから、議員はその法律や条例を率先して守らなければなりません。日本は法治国家です。議員は、いろいろな法律や制度によって拘束を受けておりますが、全ての行為がこの法律によって規定されるわけではありませんが、法に従うのは当たり前のことです。地方自治法の趣旨に反している場合、速やかに修正をしなければならないということです。自治法及び先例集が優先するとした前回の賛否、半数の議員がおりますが、議会の議員として最も法を守らなければならない立場にある皆さんです。議員全員の賛成をもって、今回可決されることを期待したい。

以上のことから、地方自治法を遵守するとして動議については賛成をいたします。

以上です。

○今村好市議長 ほかに討論ありませんか。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 反対の立場で討論させていただきます。

反対のしようもないのですけれども、我々地方自治法103条2項については、嫌々か渋々か何か知らないけれども、守らされているわけです。ですから、その守っている上にさらに遵守するということには、先ほどから私は言っているのですが、なじまない議案だと思って、議案について内容ではなくて、提案された議案について議会で議論することではないと思いますので、やはり遵守するかどうかとか、こういう問題は、いろいろ人それぞれの見解がありますから、客観的に判断できる、そういうある機関に判断してもらうとか、そういうことが必要で、素人というか我々が、これは違反しているとか違反していないとかといっても全く平行線ですので、そういうことをするのがいいのかなと思いますので、提案について私は議会で議決する議案にはなじまないものであるというふうに思っていますので、そういうことで反対したいと思います。

それから、先ほどからいろいろ議論が出ていますのですけれども、先例集はなくなったのだと。なくなっていないでしょう。尊重することが否決されたのでしょうか。尊重は否決されてもあるのです。この法律と一緒に。廃止しない限りは。法律に従わなかったって法律はあるわけだから、それと同じで先例集というのは手続を経てなくさない限りは生きているのだと私は思うのですけれども、それは余計な発言なのですけれども、そういうことで反対ということにさせていただきます。

○今村好市議長 ほかに討論ありませんか。

本間議員。

○4番 本間 清議員 議会での、何事もそれぞれの考えを述べ合った場合、考えが一致しないことは往々にありますが、それはそれでよいと思います。誰しもそれぞれの考え、立場があるでしょうから。ただ、この法律とはどこまで拘束力があるのか。その中でも曖昧な点があるのか。それは法律の専門家に聞かなくては分かりませんが、黒か白かとははっきり区別する二者択一だけの結論を出すようなことには少し無理があるのかと思います。例えば交差点の信号機、青で進め、赤で止まれと人や車の交通整理をしておりますが、単純に考えれば青と赤だけで済みそうな気がしますが、青から赤に急に変わったら、車は急に止まれないの標語もありますように、交差点での事故の原因になります。そのため、青と赤の間に黄色があり、間もなく赤になりますから注意してくださいと教えたわけです。黄色のときは止まらないで通行してもよいのかということではなく、止まれです。しかし、黄色のときに交差点に入っている車は結構あります。曖昧なところがあるのではないのでしょうか。この交差点に入る車、交通違反になるのでしょうか。

もっと大きなことを言えば、日本国憲法第9条に書いてある戦争の放棄ですが、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しないとありますが、現実はどうでしょうか。自衛隊は軍隊でしょうか。自衛隊は、世界の軍事力と比較しますと世界第5位になるそうです。それでも国は自衛隊は自衛隊ですと言って、軍隊と認めておりません。誰が考えても分かるようなこととはっきりと言いません。国を守るための専守防衛であるとしておりますが、これも曖昧なことではありませんか。

このようなことがある中、あなたは法を守るのか守らないかと聞かれれば、私だけでなく日本人のほとんどは守っていると言うでしょう。外国人と話をすると、日本人は優しく親切だと。日本は、きれいで治安もよく、夜でも安心して歩けると言います。これも日本人は法を守っていることの表れだと思います。

私たちは、生活していく中で、しゃくし定期的な法の解釈だけでの日常は堅苦しく、息の詰まった社会に

なってしまうでしょう。日本は、がんじがらめでない緩やかなところがあるおかげで人々は自由な日々を送ることができていると感じています。

それで、今回の動議につきましては、全国的に慣例として取り扱われている現状を多角的に受け入れ、検討していただくようお願いしたいと思ひまして、一応反対という形になります。

以上です。

○今村好市議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 7番、荒井です。反対討論なのですが、これは先ほどから申していますとおり、地方自治法103条第2項について、基本的に賛否を採ること自体私は理解できないということ、まずそれが1点。

それから、2点目で、今後議会全体で議長、副議長の任期等についても協議し、合意形成を図っていくということが決定しているわけです。したがって、こういった段階で103条2項を持ち出して単純に賛否を得ることは、今後の協議に支障を来すということで、私は反対します。

それから、県内各議会での85%強が1年あるいは2年交代でやっているわけです。これについて、恐らく各議会でも103条第2項については十分に承知していることと思います。ただ、実際の運営に当たって、恐らく地方自治の本旨、あるいは議会の自律権に基づいて私は実施していると思いますので、今後の議会全体の合意形成を図るのが私はベストであるということで反対いたします。

○今村好市議長 ほかに討論ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより動議 地方自治法第103条第2項の遵守について採決いたします。

[「議長、この採決について棄権しますので、退出を許可願います」と言う人あり]

○今村好市議長 どうぞ。許可します。

[6番 針ヶ谷稔也議員退場]

○今村好市議長 ほかに退出される方はいないですね。

これより動議 地方自治法第103条第2項の遵守について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○今村好市議長 起立多数であります。

よって、動議 地方自治法第103条第2項の遵守については原案のとおり可決されました。

針ヶ谷議員の入場を許します。

[6番 針ヶ谷稔也議員入場]

---

○発議第4号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について

○今村好市議長 日程第13、発議第4号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求

める意見書」の提出についてを議題といたします。

提案者からの説明を求めます。

荒井議員。

[7番 荒井英世議員登壇]

○7番 荒井英世議員 それでは、発議第4号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源確保、充実が不可欠であることから、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については十分な総額を確保することなどを、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正において強く国に求めるものであります。

なお、本発議の提出者及び賛成者につきましては、議会運営委員会委員全員の連名によるものでございます。

なお、意見書の提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣でございます。

提出意見書につきましては、議会事務局長に朗読をお願いいたします。

以上、ご説明申し上げ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○今村好市議長 それでは、意見書を議会事務局長に朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命によりまして意見書の朗読をさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等

に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

群馬県板倉町議会。令和3年9月7日。

以下、提出先一覧でございます。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

これより発議第4号について採決いたします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前11時53分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

## 令和3年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年9月8日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

日程第 3 議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
根岸	光男	総務課長
峯崎	浩	企画財政課長
荻野	剛史	税務課長
川田	亨	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
丸山	英幸	会計管理者

多	田		孝	教 育 委 員 会 長
				事 務 局
伊	藤	良	昭	農 業 委 員 会 長
				事 務 局

---

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長
小	野	田	裕 之	庶 務 議 事 係 長
伊	藤	泰	年	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○今村好市議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をさせていただきます。

質問を始める前に、菅総理の突然の実質上の辞任劇報道されました。そして、昨日朝一番の町長の挨拶もそのような挨拶がありました。菅総理、首相不出馬ですが、これについて少し確認をしたいと思います。もちろん辞めたからといって、当町には何ら影響はないと思うのですが、どうなのか、確認という意味でお伺いをします。

また、菅総理の評価をどのように町長は見ているのか、お教えいただければと思います。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 昨日述べただけけれども、あれが自分の、要するにまずは同じ例えば党派が政権を取っていても、もちろん指導者が替われば、多少なりとも変わる。その中で末端の自治体までに影響がないとは言えない。今朝のニュースなどでも言うておりましたが、菅首相が退陣をすることによって、例えば最大の愚策と言われているふるさと納税がもしかしたら見直される可能性もある。それを愚策と評価している人と、あんないい政策はないという、不平等税制ですけれども、いろいろ個人によって考え方がありますが、そういったような変わる可能性もあるとはもちろん感じております。

したがって、国の首相が替わることも、我々議会人とか、こういう行政人は当然注視しなければなりません。できれば一般国民にまで1票の行使は、自分のいわゆる生活にまで影響はしてくるということは当然のことということもずっと言われておりますが、選んでおいた人を非難をしてしまうとか、とんでもない結果を招くということもありますので、そういう意味での選挙は大事にすべきだということも昨日申し上げたつもりであります。私自身は安倍あるいは菅、ここのところの8年間、9年間に対しては、やや多数派に、

少数派だったらできませんよ、あれだけの強行政治は。多数派にあの上に座ってやり放題、どちらかという  
と日本の常識や、そういった議会、国会、いろんな総合的な在り方を壊したというような、反民主的な、独  
裁的な政治に近いものが心配されたのかなということで、そういう面が多少でも内場になるような、民主主  
義を名のり、ひどいときは北朝鮮と何ら変わりはないみたいなどころまで話をしたこともあります。真髓  
は。そういう意味では替わる政治がどのように変わっていくか、これも注目したいということも含め、昨日  
冒頭の演説で長々と皆さんもご承知だとも思いますし、また見解が違うという人もいるわけでありませ  
んが、いわゆる個人の見解も、こうして町長としての見解も述べられる場でもありますので、所信表明ではありま  
せんですが、9月の議会冒頭の挨拶の中に織り込んでございます。

以上。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ですね。替わったからといって革命が起きたわけではありませんので、びっくりす  
るほど変わるわけではないとは思いますが。丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。これも  
自分の支持者からこのようなリクエストがありましたので、もちろん支持者にも通告書にないことは質問で  
きませんと言ったのですが、これを12月にやるとなると、菅さんの影響力もなくなりますし、影も薄くなる  
のではないかとといった話がありますので、どうしても質問というか、確認をさせていただきました。支持者  
のおかげで感謝しつつ質問させていただきましたが、本来ですと答えなくてもいいわけですが、お礼を申し  
上げたいと思います。

さて、オリンピック・パラリンピックですが、いろいろ言われながらも始まったわけですが、そして幾つ  
かの感動を残し、終了いたしました。時の安倍総理は1年延ばして完全な形で開催をしたいと、1年延びま  
したが、完全な形にはなっていません。それを引き継いだ菅首相は、国民の安全と命を守るのが自分の仕事  
ですと。今となってはむなしく聞こえるのは自分だけでしょうか。オリンピックが終了するかしないかのう  
ちに、コロナ感染者が爆発的に増加したように思います。もちろんオリンピックが原因かどうかは分かりま  
せんが、国がお祭りを開催、オリンピックはスポーツの祭典としておきながら、国民に対しては外出は控え  
るようにとっても、説得力に欠けるのは誰でも同じだと思います。人の流れを止めようとするには無理が  
あったのかなと思います。

また、オリンピックを境にして、集中豪雨、オリンピックが終わると同時に、同時期から日本国中大雨で  
した。自然の前には何人も無力なのだなと思知らされることをテレビを見て感じました。それらを踏まえ  
て本日質問をしていきたいと思います。

まず初めに、今年の6月ですが、千葉県八街市の下校時、小学生5人が大型トラックにはねられて死傷し  
た事故を受けて、当町の現状等を質問していきたいと思います。この事故は、ニュースで大きく取扱いをさ  
れ、皆さんも知ってのとおりだと思います。当然一番いけないのは、飲酒運転であって、運転者の過失によ  
る交通事故なわけですが、たまたま通学路で発生し、小学生が犠牲になった痛ましい交通事故でした。いつ  
でもそうですが、交通事故は悲劇的であります。ただ、何らかの手だてが前もってできなかったのか、起き  
たから、また結果を見たから考えさせられるのかなと思います。町として、ニュースではすぐに出たのが防  
護柵の案でした。ニュースを見る限りでは、道は細い。トラックは大型で、柵だけで防げるのか、一々気  
になることばかりでしたが、これについて国ないし県から当町の教育委員会に指導があったのか。あったとし

たら具体的にお聞かせいただきます。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、今の森田議員さんのご質問にお答えをいたします。

県の教育委員会から通知がございました。7月15日付で「通学路における合同点検の実施について」ということで、通学路の点検を行いなさいといった内容でございます。この通知にはもちろん国から、文部科学省からの通知の写しが添付をされておりまして、今回この八街市での事故が起きたことを受けまして、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であるというようなことが記載されております。

各市町村におきましては、これまでも学校、それから保護者、教育委員会、道路管理者、それから地元警察署と通学路の合同の点検を積み重ねていまして、この全ての通学路に対します一斉の再点検を求めるというものではなく、今回は学校による危険箇所のリストアップを行い、3つの観点について確認が必要であるというように示されております。

まず第1に、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、次に2番目としまして、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、そして最後になりますが、3つ目に保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村へ改善要請があった箇所の3点が挙げられております。これらのことを踏まえまして、通学路の点検等を通じまして、関係機関の連携によります通学路の安全対策を講じるよう指導があったということでございます。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 そもそもこのような通学路自体、当町でもあると認識をしておるのですか、教育委員会では。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 このような似たような道路は、点検の際に箇所として挙げられております。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 似たような道路があるとしたら、当町はどのような処置を取っているのか、またこれから取ろうとしているのか伺いたいと思います。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えします。

八街市と同じような、似たような通学路ということで、それから先ほど申しました見通しのよい道路、それから幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所というところで、具体的に挙げますと、板倉高校のちょうど北側で旧の役場から旧の増田医院さんまでの区間、これが挙げられると思います。この道路につきましては、板倉地区の児童の通学路となっておりまして、児童には1列で並んで歩くよう学校から指導をしております。

しかしながら、近年車両の通行が増え、スピードを出す車両もあるということで、安全対策といたしまして、タップラインと呼ばれます破線、そして「速度落とせ」の路面標示を昨年度実施しております。「速度落とせ」という文字の両脇にタップラインと呼ばれる破線を示したものでございます。昨年度実施施工をしております。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ガードレールがあれば一番なのですが、やはり場所を取ります。表通りであればですが、西小学校から先ほどお話が出ました板倉高校の通学路ですが、あの細い道ではガードレールを設置した場合、軽自動車さえすれ違いが難しいのかな。ましてや自分はそういう仕事をやっていますので、大型はあんな細いところ通らない、普通は。ですから、それより板倉の場合は、あそこの道で考えるのであれば、大型トラックよりも軽自動車、先ほど言いましたようにスピードが出てしまう。そういった場所の安全確保は必要かなと思います。

ですから、もちろん大型車など入ることのできない、西小学校の場合、保育園から岩田地区に向かう通学路ですが、あそこは軽だって飛ばせない。ああいう道をほとんど通学路に選んでもらえれば親御さんも安心かなと思いますが、何せうちがあるものですから、うちから行くのに、あそこへぼんと行くわけにいかないので、そういう面は大変苦勞するのかなと思っております。違った意味で安全が守られていると言えるかもしれません。ただ、大型車が悪いのではなく、多分ですが、八街市の場合は、あの道はそれほど交通量も多くないのではないかなと思います。だから、運転手も気を許してしまった結果が飲酒運転なのかなと思います。交通量が多ければ、常に注意を怠るわけにはいかず、飲酒の間はなかったのかなと思っております。どちらにしましても、通学路への条件があるとしたら伺いたい。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

通学路の条件といたしまして、文部科学省が作っております学校安全参考資料、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』というものによりますと、通学路の条件といたしまして、3つの観点、そして26項目を設定をしております。

1つ目の観点では、交通安全の観点、そこで14項目条件が挙げられております。それから、生活安全の観点、ここでは8項目、それから災害安全の観点、こちらでは4項目条件が挙げられております。この交通安全観点から主なものといたしまして、6項目を例に挙げさせてもらいますと、まず第1に、横断箇所には横断歩道、信号機が設置されたり、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者などの誘導が行われたりしていること。2つ目に、できるだけ歩車道の区別があること。3つ目に、歩車道の区別がない場合、交通量、これは自転車を含みますが、交通量が多い。車両の走行スピードが速い。大型車両の往来がある。路側帯が狭い。これは、通行する児童生徒などと車両が接近するという路側帯が狭いなどの道路は避けること。それから4つ目に、見通しが悪い。頻繁に車両が右左折する。車両の複雑な動きがある交差点は避けること。5つ目に、ガードレールが未整備の歩道は避けること。6つ目には、登下校の時間帯にごみ収集車や荷物搬入の大型車両など特定の車両の出入りや通行量が増加する場所は避けることなどが通学路の条件として挙げ

られております。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 そのように事細かく条件があるわけですが、先ほども言いましたように、子供のうちから見ますと、条件もある程度無視をしなければならない子供たちもおります。その辺の児童の安全がどのようになるのか。

別の見方ですが、当町には見守り隊なるものがあります。北小、南小生のバス通学に重点があるかと思えます。今回の件で見守り隊への新たな活動も考えられるのかなと思えますが、当町の考えを伺いたい。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

見守り隊の活動、当町では学校安全ボランティアと呼んでおりますけれども、この事故を契機にということもあるかと思えますが、今までも十分に交通、それから通学安全に努めてまいっております。学校安全ボランティアの皆さんには登下校の時間に合わせまして、巡回、それから自宅前、自宅付近での挨拶や見守り、それから通学路での立哨など活動をしていただいております。特に南地区と北地区の方にはスクールバスの停留所付近での見守りをお願いをしております、一目で学校安全ボランティアの方だと分かるように蛍光反射つきのベスト、それから必要に応じまして横断歩道などある場合には、黄色い横断旗の貸与などを行っております、ドライバーからも子供たちが近くにいますよとすぐ分かるような注意喚起を行う役割、それから抑止力を持って活動をされております、犯罪や事故が起きにくい環境をつくっているということにつながっている活動を行っているということでございます。今後もそのような活動を続けていくと考えております。

以上です。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 また別の見方からして、児童への安全への指導、教育、欠かせないと思えます。その辺の指導、教育がされているとは思いますが、されたとしたらどのような内容だったのか伺いたいと思えます。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

児童への指導ということでございますが、小学校では始業式、それから終業式などのその機会、機会を捉えまして、安全主任教諭から全児童に指導を行う。そのほかに年1回ではございますが、交通安全教室で館林警察署、それから交通指導員の方から直接交通指導などをいただいております。西小学校では4月20日、それから東小では5月14日に1時間の校時を使いまして、1、2年生については学校付近の実際の道路を歩いて道路の横断歩道の渡り方ですとか、信号機、それらの指導を受けます。それから、3年から6年生につきましては、校庭での模擬道路を使って自転車の乗り方など指導を受けております。それから、学期末などでは、通学班の担当の先生と一緒に付き添いまして、通学路、一緒に歩いていろいろ指導を行っているとい

うこともございます。日常的な指導につきましては、今後も帰りの会などで担任から繰り返し指導していくという対応を取ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 八街市の事故ですが、大型トラックが後ろから列に突っ込むと、考えても防ぎようがない、子供たちには。まして飲酒、これが何よりも悪いわけで、これを柵に上げて何も語れないわけなのですが、亡くなった児童のことを思えば、何かできたのか、何かしなければという思いは募るばかりです。児童だけではなく、交通戦争と呼ばれて久しいわけですが、二度と起こしてはならない強い思いは共有していきたいと思います。町としてもあらゆる手段を用いて、例えば交通教室での撲滅交通事故等限りを尽くしてもらって、子供たちの安全・安心なり、まちづくりをお願いしたいと思います。

警察との連携も大切ですし、これからは暗くなる時間も早くなります。どこで、どのような事故が発生するのか、予測などできません。一人一人がどれだけ注意しても起こってしまいます。八街市の事故は、たとえまれな事例だとしても、身近に起これば、あのときはこうしておけばよかったといったことは出ます。警察ですが、八街市の児童の列に大型トラックが突っ込んだ事故を受けて、館林署と県警交通機動隊が通学路の安全を守ろうと、子供たちの通学時間に合わせてスピード違反の速度取締りを行ったとありました。取締りを強化して、速度制御を働きかけ、通学路の安全を確保するのが目的であると同署交通課、企画安全課よりの発表もありました。実際の事故は原因とは異なるわけですが、警察しかできないことをやる。また、トラックですから、各県にありますトラック協会から必ずなぜ起きたのか、どう防止するのか、連絡も入り、各事業所の運行管理者等への再度の確認等が入るわけですが、トラック協会からはこのようなファクスが送られてきております。その辺の確認が入るのですが、今回の事例には、もう一つ訳がありまして、この大型トラックは白ナンバーだった。白ナンバーということは、トラック協会も及ばないところなのです。だから、多分この通知も行かない。運行管理者も多分いないと思います。その辺が歯がゆさみたいなものもあったようにニュースでも伝えていました。国は、白ナンバー5台以上使用している会社への一つの取締りとして、点呼の際にアルコール感知器の使用を新たに付け加えました。これは、国がやったことです。

それでは、点呼さえなく、一つの盲点になっていたのかもしれませんが、何回も言いますが、この運転手はお昼に飲んだということになりますので、及ばない。運行管理者も及ばないところにあるものですから、誰がどのように言っても起きたのかなと思います。ただ、誰が一番悪いのかは誰でも知っているわけで、警察は速度取締りをやる。トラック協会は全事業所への締めつけをやる。国は今までなかった白ナンバーへのトラック業界への点呼の徹底と行動を起こしています。当町としても何らかの安全・安心のための行動は必要かと思えます。当町の児童生徒を守るということで、前向きに考えていきたい。または考えていきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ご指摘の点、ごもっともだと思っております。先ほど現時点では特に教育委員会を通じ、もちろん総務課関係、安全安心係等では、館林警察署を通じとか、それぞれの部署でできる範囲内の要請も含め行っているとは思っておりますが、今のご指摘を踏まえ、町としてどの業者に、どういう指導をすると

いうところまで、どういう方法でできるのかどうかも含め、この機会に検討を加え、悲惨な事故が起こらないように、また我々、私自身も時には人間ですから、車を運転しながら脇見運転をしたり、あるいは昨日本間君の一般質問でもありましたが、黄色で突っ込んでしまって、ああ、お巡りさんがいたら、多分「ピッピ一」だなおもったり、いろいろあるわけではありますが、そういうヒヤリハットを自ら起こさない。町民に対してのいわゆる訓示的なものも町だよりあるいは議会だより等、そういった公共のものを通じて啓蒙もすることも必要であろうと。

何と云って、子供を100%安全にするには、一人一人をゴンドラにつり下げて、スキー場のケーブルではありませんが、学校と各、でもそのステーションまでまた子供が歩いていくわけですから、要するにいわゆる先ほど森田議員の質問にもありましたが、各いわゆる本人への強力な指導、あとは大人たちあるいは殺傷になるような、それを利用する車も含めて、そういった関係者への指導とか、最も必要なのは、飲酒運転がいまだに真昼間絶えないという、そういったものに対する、これはやはりさらに厳しい指導を、一発でも終わるといようなことを、しなければ防げるわけですから、といようなことも含めやはり強めるべきは強めることも必要であろうといようなことも警察には進言をしていきたいといふふうに思っております。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 飲酒運転の話で一言言っておきますが、これトラック協会から来た通知なのですが、若干テンションが下がっております、この通知には。なぜかといいますが、6月28日に八街市の事故、それについて締めつけが来たのですが、当茨城県のトラック協会管内で飲酒運転で捕まった青ナンバーがいるものですから、どちらかといると、そちらのほうに重点が置かれているのかなと思えます。それも高速道路で捕まったということなので、本当に青ナンバー、プロですよ。アマチュアではありませんから、プロとして恥ずかしい話。でも、こうなりますと運行管理者の責任がほとんど問われます、運転者よりも。何していただくと。今、全トラックはドラレコがありまして、その辺も全て管理はされているのですが、いまだにそういった事例もあります。悲惨な事故でしたが、残ったものとして得るものは得て、二度と繰り返さない。犠牲になった子供たちのためにも安心・安全な通学路をお願いしたいと思います。

では、次の質問に入ります。コロナワクチンについてですが、毎日毎日、毎回毎回いろんな情報が入ってくるので、今から質問するのも前も言いましたが、質問的には前の質問になってしまうのかなと思えますが、よろしくお願ひしたいと思います。

東京を中心に、神奈川、千葉、埼玉と感染が止まらない。ついには群馬、栃木、茨城の追加、今や日本国中へと収まりそうになると、また増えていく。また減り始めておりますが、繰り返しながら結局緊急事態宣言を発出したまま東京オリンピックは開催されたわけですが、オリンピックの感動もありましたが、とともにと云うと変ですが、感染者が増えていったといふのもあったのかなと思えます。もちろんその間、当県におきまして増加の一途をたどったわけですが、当町も含めまして。専門家からの話では、もはや災害に近い状態の局面に入っているとまで言われております。普通の生活が普通に行われぬ。まさに緊急事態そのものです。ただ、緊急事態といふそのものに人々は慣れてしまったかのように取れます。特に東京、埼玉、神奈川、千葉、一極集中と言われている地域では、人の密集が顕著に現れているのですが、それがそのまま感染者数になっているといふても過言ではありません。はっきり現れているのは、ワクチン接種を受けたかど

うかで、感染が広がっているのも事実かと思えます。コロナワクチンですが、この質問する頃は、また一段と接種率ですか、当町も上がってきているとは思いますが、現状の接種率を伺いたいと思えます。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、現在の板倉町の接種率についてお話ししたいと思います。

対象となる12歳以上の方、1万2,988人に接種券を発送しています。このうち16歳以上の方の接種を開始しておりまして、現在町が把握しております接種者数が9,166人、接種率にしますと70.6%となり、70%を超える状況になってまいりました。ただし、職域接種あるいはかかりつけ医での接種された方につきましては、把握が遅れますので、含まれない部分もございます。実際にはもう少し多くの方が接種されていると推測しています。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 いろんな方からのお話を聞きますと、当町はワクチン接種に関しては、行動に移すのが早かったかなと自分は思っております。ただ、最初の電話のつながりがつながりにくいことを除けばですが、それはどこの地区でもそのようで、初めてであり、致し方ないことだったのかもしれませんが。それでも3日以降はそれも解消されたと聞いております。都内においては、これは今でも自宅待機をやむなくされている方々は重症化したり、やはり医療関係に重症化したときの電話が繋がらないとよく聞く話であります。

ちなみに、当町におきましては、自宅待機などという指導や選択はないと聞いておりますので、安心はしておりますが、ないのでよね。これは、通告書には入っていませんので、大きな声では聞けないのですが、自宅待機者いますか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 町に何人という把握はできておりません。ただし、群馬県にはそれ相応の自宅待機が新聞報道等でもされておりますので、板倉町に全くないとも言い切れないと思えます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 これは、以前にもいなかったと捉えていいわけですね。近い将来、そのようなことをお願いするような場合も出てくるわけですか、自宅待機。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 申し訳ありません。町で実際に何人という把握ができません。ですので、全くいないという、先ほどちょっとお答えが失礼だと思っておりますが、いないというわけではないと思えます。ただし、町として何人、この方が自宅待機という把握ができないという状況でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今日現在ですが、高齢者の方は2回目がほとんど済んでいるかと思うのです。2回目の方の副反応が重症と聞いております。特に高熱です。町ではそのような事例など報告は受けているのかお聞きしたいと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ワクチンの説明書等でも2回目のほうが副反応が多い傾向にあるというようなことがお知らせされています。

まず、対応といたしましては、接種当日、副反応への不安や質問、相談等に関しましては、予診において担当医師に丁寧に個別で対応いただいております。

また、接種後には副反応についての24時間対応のコールセンター案内チラシを接種者全員に手渡し、説明させていただいております。

また、副反応につきましては、個人差が大きくて、症状によっては医療機関受診をお勧めする場合もございます。現在のところ、2回目の接種で副反応がひどかったというような相談が直接保健センターに来ることはほぼありませんで、このコールセンターをご利用いただいているのかと思います。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 比較的、特に若い人ほど多いと、副反応が出やすいと聞きます。また、特にアレルギーを持っている方が出やすいと。自分のうちの話をしては申し訳ないですけども、せがれなんか40度とか言っていました。やはりこれはアレルギーがすごい。それでも1日かそこらですから、安心はしているのですが、そういう情報も入らない方のアフターケア、やはり必要かなと思います。前もってそのような周知徹底はしているわけですか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 その方たちのアフターケアということですが、先ほど来お話し申し上げましたが、まず接種券を配布するときに、ワクチンの説明書というのを配っておりまして、その中にこのような副反応がありますと、ご心配の方はこのように対応してくださいというような説明があります。それと、接種後、個別に全員の方にチラシをお渡ししています。実際にはこのようなチラシになりますが、こんなような症状があった場合はご心配がありますので、電話でここで受け付けます。あるいはこのような症状があった場合には、このくらいで軽快している方がありますということで、案内のチラシをしています。それと、接種後、15分から30分の待機をしていただくのですけども、そこに看護師さんを配置しまして、巡回していただいております。ですので、直後の状況とかも確認できるように、あるいはそこで個別の相談が少しできるようにというような配慮はしています。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 出る人と出ない人がいるので、一概には言えないのですが、ワクチンですが、基本的には当町、全町民が受けたほうが良いとは思いますが、ここへ来て低年齢化はどこまでと考えているのか。今、学校によってはこれも申し訳ないのですが、茨城の小学校では延長しております、夏休みを。12日まで延長かな、と言っております。低年齢化はどの辺まで考えているのかお伺いしたいと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 お答えいたします。

今回の予防接種は国が定める臨時予防接種ですので、それに沿ってということになります。対象年齢は12歳以上ということで実施しておりますが、現在板倉町は中学生まで接種のほうを開始しております、この後、月ごとに、お誕生日来ると共に12歳以上の方にはご案内をしていく予定でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 低年齢化につきましては、親の承諾が必要と聞いております。親ですから、もちろんそうなのでしょうけれども、子供の将来について責任が何らかの形で生まれてくるのかなと考えますが、一説には女性に対してですが、影響があるといった報道ではないですね。うわさ等があります。マスコミ等を通じて専門家により一切の影響はないと発表もありますが、その辺はどのように考えていらっしゃるのか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ただいまのご質問の内容がちょっとうまく理解できませんでしたが、女性に対する影響というのは、子供を産まないような影響ということですか、それともワクチン接種しないことへの影響ということなのですか。

○3番 森田義昭議員 その辺を含めて打つときに何か親の判こが必要だとかと聞いております。

○玉水美由紀健康介護課長 もちろん未成年ですので、ワクチンの説明書にも15歳以下の方については親の承諾も必要、保護者、親がいない方もいらっしゃいまして、失礼いたしました。保護者の方の承諾が必要ということになっています。当町は安全を期しております、高校生までの方には保護者同伴を原則でお願いしております。実は先ほど副反応のお話ございましたが、若い方ほど接種の会場で多少体調不良になる方が少し多いように感じておりますので、保護者の方の同伴をお願いいたしまして、見守っていただくようにしております。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今、うわさの話をしましたが、どのようにしたら正しい情報が得られるのか。正しければ正しい判断ができてきます。正しい対処も生まれてくるのではないのでしょうか。今日現在でも若者向けのワクチンですか、渋谷においては予約なし接種、当日やりましたら大行列またはパニック状態で、予約なしでワクチンが接種できると、裏目に出てきているようなニュースでありました。

それを受けて、町長、これ当町のワクチンはすぐ打てます。キャッチフレーズにして移住者を募集できるのではないですか。板倉町はすぐワクチンが打てます。考えてください。

久しくですが、西村秀一医学博士、本を出しています。「新型コロナの大誤解」という本が話題になっております。今はそうでもないですけども、前よくテレビに出て解説もしておりました。怖いのはウイルスよりも間違った情報の蔓延だったと、少し皮肉っぽい副題もあり、関心を引くところですが、衝撃だったのは遺体を密封する必要は全くない。なぜならば、息をしていないのだから。死んでから火葬場に誰も行けないと、それは基本的には常識で映っていたのですが、この先生が言うには、新型コロナは空気感染だと知れとはっきり書いてあります。だから、テーブルやドアノブまたはお金、お釣りに感染することはないと。もしエレベーターに乗っていて、せきをした人が乗ってきたら、自分が降りるまで息を止めておくとテレビで言っていました。ああ、そうなのだなと思います。それも一説かなと思います。どちらにしてもコロナも長くなりまして、いろんな先生からいろんな発表がなされています。本当に正しい情報とは考えさせら

れるのかもしれませんが。常識が常識でないコロナ世界です。早く収束することを願ってこの質問を終わります。

次は、災害についてです。当町におきまして、いよいよ台風、そんな時期かなと思います。俗に喉元過ぎればとありますが、こればかりは間違いなく順番に來ます。前の秋台風で一步違いぐらいの恐怖は、なかなかのことではない限り忘れることのできない一大事だったのではないのでしょうか。また、それがあつたおかげで、台風シーズンにかかわらず、日々いろいろな準備、対策が講じることができたのかなと思っております。防災ラジオ、緊急避難場所、過去1,000年に1度の大雨に対しての対策等、日々町長または町職員には休むことなくやっただいていてと思っております。総合的に見て、日本は世界中かもしれませんが、どこにいても、一生安全・安心な場所はない。災害とは歴史が語っていると思っておりますが、ただここに来て言えるのは、温暖化により人災と呼ばれているわけですが、最近では大雨が降れば必ずどこかで災害がニュースに出ます。これも世界中であります。日本に限らずです。それを踏まえて日本においては何でもそうなのですが、大災害がどこかで起きれば、必ずそれ以上の備えを国や県は求めてくるのではないのでしょうか。

さきの質問の交通事故もしかり、熱海での集中豪雨での土砂災害等です。本来なら市は自分でお手伝いが行政の仕事ぐらいに思っていないと、災害からは身が守れないのかもしれませんが。自分自身と行政がマッチングすることによって、安全・安心な町になっていくのかなと思っております。

そこで、防災ラジオですが、2年前の台風のと時の大活躍には、当町の方でしたら誰も異存はないと思えます。ただ、発表に関して誤解を生むような表現がされたようですが、南小学校の場合です。これは、何が原因だったのでしょうか。いま一度説明をお願いしたいと思います。誤解のもとですか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 例えば我々も当時初めてのことでしたので、防災ラジオから流す役場のいわゆる広報文、言ってみれば注意文、現状はこうだからこうなさいという町民に対しての注意警戒文、それが最終的には逃げろという避難文まで、避難を急激に要請するという文にまで刻々と変えるような状況になるわけでありまして、その時点では初めてということもあり、その都度対策本部で言葉をつくり、それを本部員で検討し、実際に読み上げさせて聞いてみて、それを不備があれば直す、誤解があれば直す、誤解を受けるのであれば直すという、これ以上できないという手順で流したにもかかわらず、そういった間違いが起きてしまったということで、どこに原因があつたのかということを私なり、あるいは役場なり、担当課なりも含めて総合的に検討した結果としては、流した文については間違いはなかったと。しかし、流した話が、ラジオで流したのは南小学校を取り巻く、まだ学校へ避難していない方の地域へラジオは流しているわけです。学校へ逃げて、その話を聞いて南小学校へ遅く駆け込んできた人の認識が非常にいわゆる南小学校の避難場所には重複指定をすればしようがないので、電話で直接入れたわけですね、役場の職員に対して。それを口頭あるいは文を書いて、同じ手分けで3人、4人なりが違うことを、人に伝わると違ってしまふ可能性もあるので、同じ文を聞き取ったものを書いて、それを3枚、4枚に増し刷りして、コピーをして、それを基に2階から3階へ避難せよという、だから間違いは全くないのですけれども、間違いが起きてしまったということが実態でありまして、極端に言うと、南小学校の中では2階から3階へ避難しろという話が口頭で行っている。だけれども、その頃に外から遅く来られてというか、いや、さっき防災ラジオでは、もう切れそうだから、

もう南小学校、ほぼ満員状態ですから、ほかのところへ逃げなさいと。そういった住民の判断が迷うような立場にいた人が正直いたわけです。そこまでをこちらが想像し切れなかったということを踏まえ、いずれにしても毎年、毎回そういった反省を検討はするわけですが、検討してもそれが全ていい方向へ是正してつながるかどうかも含め、いわゆる防災とはそういうものであると、どういうことでやっても時には思いもしない、予測をしないそういった行動も起こってしまうということも含め、そういう意味ではやはり町から出ている情報を守っていただきたいというのが大原則かなというふうに思います。

守れば、だけれども、ぎりぎりまでいた人はどちらかという、守らない人はそういうことですよ。逃げろ、逃げろと言ったって、堂々とうちにいるわけですから、それがぎりぎりまでいて、でもまだいる人もいっぱいいるけれども、俺も行ってみるかなと南小学校へ行った人は両方入っているとか、見てしまって、2階から3階へ上がるより、どうせだったらグラウンドに車もあるから、車も水没してしまうから、では車で逃げようと言ったら、どなたかが。それをきっかけに全部車で逃げる方向が始まった。最後は三百何人ぐらい、300人以上の人がいたようですけども、ゼロになってしまった。その間にこちらはそれは間違っているから、いわゆる現場の職員に対して、その流れは止めなさいと言ったけれども、もう手の施しようがないということで、ちょっとした間違いではないけれども、こちらで予測しないことで、例えば情報を発信する立場と情報を受ける立場のいわゆる差に、想像も予測もできなかった差でそういった事態が起こったのであろうと。それをこれからはではどうするかということについては、精いっぱいの対応をしていくと言うきり言いようがありません。精いっぱいの対応をしても、同じ台風で利根川が切れたといっても、明和のほうで切れたか、板倉の上のほうで、新村辺りで切れたのか、北川辺下のほうで切れたのかによって、全て対応が違いますから、それは人間として全知全能を使って対応して、それが全て完璧とは言い切れないと。それが人災にもなり、結果的には自然災害でもあると、全力で闘うこと以外にないということで、間違いが絶対にならないということはどなたがやっても言い切れないということも含め、それも周知を今現在ではしています。全部役場のせいにはしないでください。役場はもうしょいませぬよ。自分の命は自分で守るということをまず優先して考えてくださいということも含め、総合的にそういう国の動きの変化にも合わせてそういった対応もしておりますので、反省するところはこれからも一つ一つ反省をして対策として対応してまいりたいというふうに思います。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ついこの間ですが、これだけの設備がありました。板倉は安心・安全と言って、利根川に近い人のところにお線香を上げに行きました。お話を伺いましたが、いまだにその人がそうですね、自分より7つぐらい上の方なのですが、南小学校は危ないと。今年のお盆に言っているものですから、これは何度でも発信しないといけないのかなと思います。伝える側と聞く側が差が生じては何にもならないわけです。特に緊急時ですから、人々の精神的な不安が強いために、冷静な判断が失われると思います。せっかくの防災ラジオですので、誰が聞いても分かりやすく、素早く、当町の皆さんが正しい行動が起こせるようお願いしたいと思います。

防災ラジオですが、台風シーズンを前にして、何か心がけての点検とかはあるわけですか。最近では何かクレーム等が入っているか、入っていないか、新しいのでまだ心配はないと思うのですが、もし故障の際、どこへ持っていけばいいのか分かっていればお聞きしたいと思います。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

特に町民の方から苦情等はありません。この故障につきましては、全て要綱に基づいてコールセンターにおつなぎをしていただくというご案内をしています。簡単な故障等につきましては、役場のほうでこのような、ほぼ電池が古くなっているとか、電池交換をしていないということがほとんどですので、そのようなご案内を担当のほうでさせていただいております。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 最近というか、久しく1,000年に1度の大雨、これ規定はあるのですか。1,000年に1度の規定。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

この1,000年に1度の大雨という表現があります。想定最大規模の降雨という呼び方をしておりますが、これについては1,000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなくて、1年間の間に発生する確率が1,000分の1(0.1%)以下の降雨ということになります。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 そうですよ。今朝テレビ見ていましたら、1,400年前が奈良時代だそうです。この頃、天然痘がはやってどうしたこうしたとニュースでやっていましたが、1,000年が明日来るのか、あさって来るのか、1,000年来ないのか、思うのですが、1,000年の時間があるとしたら、これはまた意味が違ってくるのですが、課長のほうと。あるとしたら近い将来または未来に台風の進路を変えることができるような装置でもつくってもらいたいと思いますよ、1,000年あれば、1,400年前は奈良時代です。そこからここまで、1,400年でここまで発展したのですから、1,000年があれば、これは1,000年の意味が違うのですけれども、お金をかけるのはそっちかなと思うほどです。来るか来ないか分からない災害に備えて町がお金を使っていくという、考えてみれば無駄のようであり、また安心のようであり、その辺の限界と申しますか、どうやったら町の人が安心な町なのだと思うのか、これやってもやっても、なかなかそうはいかないと思います、台風も年々大きくなっていると聞いておりますので。

もう時間のほうも少なくなりましたので、まだまだ質問はあるのですが、本日の質問はこれで終わりたいと思います。町長はじめ各課長の明確な回答に感謝いたしまして、終了いたします。

[「答弁要らないの。答弁要らない」と言う人あり]

○今村好市議長 終わり。本人が終わりと言いました。

何かあるのですか。

○3番 森田義昭議員 いいですよ、2分ありますから、まだ。2分。

○今村好市議長 では、2分以内で。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 限りなく自然との競争ということも含め、考えてみれば、今、森田議員が言ったような全く違う視点からの科学的な爆弾とか、あるいは気象の変化を促すような何かですが、でも必ず表裏一体で片一方に効果があれば、片一方に害があるというようなことも含め、難しい問題だろうと思います。1,000年に1度、あまりに対応し過ぎると、板倉町もどうなのでしょう。厳しい生存競争と、自治体間競争から住むには適さない場所と自らPRしているような状況にもなってしまいますし、もっと言えば板倉町からほかに住所を移し変える人が続出するような状況すら、例えばあまり危険を、だけれども、1,000年に1度というのは先ほど言ったようなことです。しかし、それがでは最初の1か月で3回も4回も5,000年分来てしまうかもしれないという、その人間のどちらかということ、人間だから考える、プラスの可能性、マイナスの可能性によって、自分の首を締めているという面もあります。

ですから、国にも、まずは東京都、30年以内に間違いなく何十%大震災が来るの、大都会が絶滅する危機があるなんて言っているから、それから解決したほうがいいのではないの。板倉町はそんなに心配してもらわなくとも結構みたいなことも言ってもみるのですが、全く1,000年に1度を無視するわけにもいかないというような状況で苦慮しながら、やむを得ずのできる対策を対応しているというのが現状であります。

○3番 森田義昭議員 ありがとうございます。以上です。

○今村好市議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開につきましては、10時15分より再開をいたします。

休 憩 (午前10時01分)

---

再 開 (午前10時15分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[6番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。ただいま群馬県にはコロナウイルス対策として緊急事態宣言が出されております。今月の12日、一応解除の予定にはなっているわけですがけれども、新聞報道等を見ますと、ここ数日、県の新規陽性者の数も一時期よりは減少傾向にあるのかな。ただ、町内の陽性者、新規が毎日出ているわけではないですが、新聞報道にあるよりは、数倍の方がやはり陽性者として町内にいらっしゃるという事実もあるようです。町の集団接種も広報等を見ますと、10月中には一応めどが立つという方向で、先ほどの質問でも接種率70%を超えてきたということですので、板倉町町内の集団免疫においては、ある程度、2回目接種して云々ということになりますけれども、方向で一応めどが立ってきたのかと思っております。

ただ、ワクチンを接種しましても、抗体の持続力については、ワクチンの種類によったりとか、その人の体質によったりとかということで、一定期間の保証がなかなか出ていないのが現実でありまして、中には3回目の接種が必要だ。外国では既に3回目接種が実施されているような方向、前橋の医療機関では勝手に3

回目を打って、ちょっと問題になっているところもあるわけですが、今後そういった方向についても方針が出されてくるのかなと思っております。

こういった感染症には感染源、感染経路、感染者という仕組みがありまして、なかなかこのコロナワクチンについては、感染経路の確定が難しいということで、施策としては感染者を感染源にしない施策に重点が置かれていると。ワクチンを打って感染しないわけではないということはまだご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、ワクチンはあくまで感染した後、重症化を軽減させる施策であるのだということです。感染した場合、早めに隔離をして、感染源にならない施策は必要であろうというふうに考えております。期間が来たから緊急事態宣言を解除するというのが今までの国にしても、県にしても方策であったわけですが、理想としましては、解除をしてもこれ以上感染は拡大しませんよという状況で本来であれば緊急事態宣言の解除が行われてほしいと願うところであります。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきたいと思っております。まず初めに、館林市との合併協議会についてということでありまして。この館林市との1市1町の合併協議会については、平成28年6月に協議会が設立されまして、会場を館林、板倉、移しながら協議を重ねてまいりましたが、平成30年、正式には31年の1月、第15回の協議会で休止が決定、これで間違いはないですか。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、28年7月15日に第1回の協議会開催されまして、平成31年1月31日、第15回合併協議会ということで間違いはございません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 その第15回協議会で休止の判断が下されたわけですが、その際におおむね3年間の休止であると、状況が変われば再開をする旨の発言があったと思いますが、これも間違いございませんか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 間違いはないと思います。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 おおむね3年といいますと、年が明けて1月が丸3年になるのかなと思っております。若干時期的には早いわけですが、休止が決定をしまして、「広報いたくら」の臨時号、2月の臨時号が出されまして、その中で問題点の解決に向けそれぞれ研究、努力するというような文言が町長の文書の中にあります。今までおおむね3年間過ぎたわけですが、町ではどのような取組がなされているのか、報告をお願いいたします。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 我が町の主張は、基本的には間違いではないだろうということでありまして、主張を基本的には続けていくというような姿勢でいくというぐらいで、我が町がどこが悪かったとか、どこがよかったとかという平らに言う、俗に言うそういう反省は改めてはしておりません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 では、状態としては休止の状態を継続というか、あまり変化がない状態で今まで来ているということによろしいのかなと思います。

板倉町におきましては、令和2年11月にこれ無投票だったのですが、町長選行われまして、現栗原町長が無投票当選ということで、今の地位にいらっしゃるわけです。館林におきましては、令和3年、今年の3月、館林市長選が行われまして、現職と新人、多田現館林市長との2人の選挙になったかと思うのですけれども、多田新市長が当選をされまして、いわゆる館林市長が替わったということです。選挙活動の中でも板倉町との合併を推進し、邑楽郡内各町との連携を深めていくのだと。何かの発言で要望があれば丸のみするようなうわさまで流れて、6月の定例会で釈明をされたような実情もあるようです。

こういった中で、一応状況が変われば再開するのだというような考えの中で、状況が変わってきているわけですが、この先、合併協議会が再開されるのかどうか。ただ、令和2年11月の選挙の際に、栗原実候補の政治姿勢が書かれたパンフレットがあるわけですが、その中にいろいろ文言が並べられてあるわけですが、変わらぬ姿勢ということは書いてあるのですが、合併協には一言も触れていなかったわけですが、その前の選挙、選挙が行われた選挙で、合併協がちょうど立ち上がるか立ち上がらないかというところで、合併の賛成、反対で意見が分かれたことがあります。その際、前にアンケートが実施されて、そのアンケートの中で、合併に賛成、どちらかといえば賛成という方が1,800世帯あったわけです。その方が投票率五十何%だったかと思うのですけれども、投票行動は合併賛成ということで、栗原現町長のほうに投票した可能性が随分高いのかなと思っております。となればその票を得て町長の座にあるという認識があるのかどうか、まだあるのかどうか、いかがでしょうか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 もちろんこの間の休止に至るまでは当然そういったことも含め、今でも私自身は合併推進論者ということは変わっておりません。したがって、ただ合併推進論者とはというと、話が長くなりますが、独裁的に町民が何と言おうと合併をしていくのだということは一言も言ったことはありません。私自身はこれから右肩、人口減少社会、財政縮小時代に今から10年前ももう予測されておりましたから、そういった時代に入って行くのに、どちらかという大きな政府を選ぶのか、小さな政府を選ぶのか、あるいは行政改革はどうするのかということを一一般論として考えたときに、まして合併をいい悪いの声がある中で、全国自治体の中で相当数が自分たちの幸せを求めするために、不幸になるためでなく合併をしていったという平成の大合併がそうです。この近隣においても合併をしないのは、例えば群馬県でも館林市、この地域だけとか、この近県を見てもそういう状況は全て見受けられたわけですので、合併のどちらを選ぶかといえば、どちらかという、行政改革最大の合併はリストラ行政改革ということも言われていましたし、またそれを推進をすると、逆に言うと合併は全くしないという町もその当時少数ですが、あったわけです。

合併をしないということは、要するにあらゆる可能性を全て捨てるということですから、我が町独自でいくというだけですから、それを強く主張することのほうが大きく危険性はあるということで、そういう意味で合併賛成、反対ではなく、合併を推進をしていくと。推進をするということは、話合いに来れば拒否しない。話合いにはテーブルにはのって行く。だけれども、のったからといって、お見合いではないけれども、

行き会う前はすばらしい話だというので、仲人さんが、例えば今回は青木発議者が代表して住民発議を持ってきていただいて、館林市と話し合えということで法的、いい相手であったならば、もしかしたら今日まで休止の話はなかったろうと思いますし、行き会いということで、しかも反対者ではないですから、一生私は独身でいきますよというタイプではないですから、独身なのですから結婚もしたいし、結婚もしたほうが幸せになるかもしれない。あらゆることを閉ざさずに前進をしていくという、そういう意味での推進論者であるから、館林市のそういった要望に対しても含めて対応をしてきて、今日、今日というより、その3年前までは協議も立ち上げ、率直に言うと、合併協議会の中に役員というか、委員の中に住民発議者は入れなくてもいいのですよ、法的にも。館林市の市長とそれはかんかんがくがくとやりました。しかし、推進論者ですから、合併発議者を入れてもいいのですよ。ということで、どなたかがその後、栗原は初めから合併はカモフラージュだけでなんて悪口を言う人もいましたが、本心誠心誠意、そういった一つ一つを取りましても、館林市の市長と「どうする、栗原君」ということで、「いや、発議者も当然入れていただきたい」ということで、入れさせていただいたり、合併が推進論者ですから、進められるような体制を少しでも町長の権力、権力というか、判断の範囲でつくりながら臨んで、それが約50項目あるいは60項目と言われる、大ざっぱな話をします。その中で30項目以上、6割5歩以上ぐらいに合意はしましたが、行き会ってみて話し始めた、あの人と行き会ってから、行き会った、板倉町も。話をいろいろ重ねてみたら、思うような相手でないというところも感じられたので、でもこれは譲れませんよというようなことも含めて、慎重に対応した結果、我が町も含めて全体の絶対多数3分の2以上、我が町についても多分十一、二人の協議会の委員の中で、8名、9名、2名か3名の継続したほうがよろしいという意見もありましたが、民主主義の、いわゆる板倉町の民主主義あるいは協議会としての選ばれた委員の中の民主主義を踏まえた上で、そして私自身も初め当町に対するこちらの合併に対する当町の考え方と違った点が、館林市にすれば絶対譲れない。こっちの人だって絶対譲れないよというようなことがあっての休止に至ったわけでありますので、今現在ももちろんそういったことに対する姿勢は変わっておりませんし、当時は逆に言うと私のそういった論理に対して、世論も追い風があったということも事実でしょう。こういうことも含めて、今回は再開をするのかしないのか分かりませんというのが正直言って答えです。

こちらとしては問題としている、私としては問題としている。館林市が板倉町のいわゆる休止に至った理由をどれだけ理解し、それに対してどれだけ譲歩案というか、合併したければ。館林市のほうが最終的にはしたくて申し込んできたのです。こちらは協議会の立ち上げをお願いしたけれども、館林市は市長も館林市の市議会も決議をして、板倉町とぜひ話をしたい。その結果が板倉町の議会がたしかあれば8対3か4だったかな、いわゆる実際の議会の反対と賛成、推進せよという、私が見たところは6対6か、もしかすると反対論者のほうが多かったかとも私はイメージとしておりましたが、合併協議立ち上げについては、8名ぐらいの賛成があったような感じがします。それはやはり一概に反対と言うよりも、やはり行き会って話をしてみ、見合いで言えば、今見ている姿と話し合ってみたら、どういうのだろうというようなことで、そこまで踏み込んでから判断しても遅くないという考え方も含めて、合併協議会が立ち上がったと。その後、誠心誠意努力をしてきましたし、まさに今、そういう意味では問題にも一部なっておりますが、特定の板倉町の一員が強く個人的な意向で合併に反対したと、ぶっ壊したというような、今はそういった議論は幾分か下火になっていますが、別のところでそれは争っておりますし、そういうことも含め我が町としては民主的に

相手側の了解もいただきながら、館林市もそうだと思います。一方的に休むと言ったって休めないですから、合意いただいております。ということで基本的に私の姿勢は変わっていないし、もっとはっきり言えば館林市の出方次第で協議を立ち上げるかどうか、だってその休んだからその時点の問題を解決したからって、その後の板倉町の変化も見なくてはならないではないですか。

そういったことも含め、今は板倉町は白紙の状態、でも約束だから、解散をしようということを宣言せずに、休止のまま置くということもあります。これは、邑楽町、2市3町は。ずっと休止の状態、これは大人の、いや、どういう閉じ方をするかという一つの考え方でありますので、それらも含めて館林市にまず対応を求めたいとも、こちらから相手を求めたいなんて求めもしませんし、自然な流れで両方が合意をして、3年後にはということをおおむね合意をしたわけですから、必要性があればこちらから来るだろうと。

もっと言うと、ちょっと長くなるけれども、重要なところだったのですが、前館林市の市長、須藤さん、今の新館林市の多田市長、この間ご承知のように選挙がありまして、須藤さんのほうはユーチューブも含めて私も全部見ておりますからですが、板倉町と合併の話については、板倉町の言うとおりのものを実行すると、館林市は潰れると。ですから合併はしないと館林市は、須藤さんは言い切ったのです。それに応援に入った群馬県の山本知事が、館林市の問題を一方的に板倉町の言うことなど聞く必要がないみたいなことまで、だから知事がどこまで板倉町の事情を推察し、館林市と板倉町の問題点をどこに判断したか分かりませんが、そういった応援演説もされているのも確認しておりますし、私は自分のブログでそれも書き出して全国に発信をしておるつもりですが、それも含めて、それに対する多田さん、今の市長はご承知のように、その当時、休止前に館林市のほうでも、須藤さんの、市長のそういうどちらかという合併を進めたくない意向に対して、館林市の一部の市議会議員等は丸のみしろと、もう。要するにお金で買えば500億円、1,000億円かかるか分からない、板倉町を買えばだよ。それは相手のそういう理論です。間違わないでください。それが合併でただで手に入るのだから丸のみしろというような、一部の議員が、名前は出しませんが、確認しておりますよ、私も。そういったところにも事前ですから、買う、買わないの話は別にしても、合併を理解してくれる人も館林市の議員の中にも、市長とはまたちょっと違った位置にいるのだなということも含め、それらの話が例えば今回の多田さんの方向に、選挙のどさくさに紛れ込んで、ただ買い、本人が言ったの、発言したの、いや、あれは、大騒動になったわけですし、多田氏自身はそれを撤回まではしていないですけども、できるだけ努力したいということ丸のみみたいに書かれた。

では、書いた新聞社が、一番強く書いたのが朝日新聞。この間朝日新聞の永田記者、定年で辞めましたけれども、うちの町の町長室へ来て、町長、長々お世話になりましたという個人的な付き合いの中で、そういった問題の裏側等も話を聞きましたが、だから新聞社とも言った、言わないの問題になんかなって、多田氏も出発早々、言質のある意味では疑われるような騒動もあったという中で、まさに先ほど指摘のような館林市の議会でもいろいろ質問攻めに遭ったということは事実でありまして、ですから私は多田氏に対しても、多田氏を私は支援をいたしました、それは見ようによると、多田氏であれば板倉と館林が仲よくなって、合併を強力に進められるのではないかみたいな一部の評価もありました。

でも、それとは違う関係なのですね、私は。多田氏とは縁戚関係にありまして、どなたが立とうが、選挙となれば今までのいろんな借りも含めてなさなくてはならないという、これは新聞社にもちゃんとそういうこと話してあります。ということでしたのですが、ただ表向き、明和の町長と私は多田支持を鮮明にした

ということで、ただ鮮明の理由は、推測すれば明和町の町長はもしかしたら不動産屋業種の仲間だとか分かりませんが、私には私のそういう事情があったという流れの中で、そういうような政略的に合併が強力に進められる同志だからみたいなことの、でもそれも決して事実ではありません。多田氏に対して選挙中から言っていることは、丸のみなんて、あなたのところ相手がどういうふうに言っているか分かっているのと、館林が板倉の要望をのめば、潰れてしまうと相手は言っているのだよ、闘っている。それを丸のみすると言ったって、財政をあなた、挑戦者の立場で館林の財政の状況がどういう状況にあるか分かっているの。我々は外からだから推測はできるけれども、分からない。だからしっかりした発言をしていかないと、当選した直後から立ち往生するよというようなことも含め、そんな話もしてもございまして、ということで今日まで来ております。

あまり長くしゃべると質問が。

〔長過ぎます〕と言う人あり〕

○栗原 実町長 でも、いいのではないの、これ重要だから。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。先ほど町長の話にも出ましたけれども、前回館林市長選の開票のテレビ中継の中で、なぜだか栗原町長と明和町の冨塚町長にカメラが向いていまして、長時間拝見することになりました、そういった際に、やはり多田新市長が合併論者だということであれば、町民が受け取るメッセージとしては、合併が進むのではないかなというメッセージにも取られかねないなということで、今回一般質問の項目に入れさせていただきました。

ただ、おおむね3年という約束事というのですか、がありますので、1回はどうしますかということはやらなければいけないのかなと思いますので、来年の1月、そういった動きがあるのかな。その際でも協議会は立ち上げが決まってからでもいいのですけれども、もう一度町民に対してアンケートを取るような考えがあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○今村好市議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 館林市の例えば再開申込み、休止解除とか、いろんなことについての申込みがあり、その後再開するに至って、熟慮に熟慮を重ねた結果ということで、そういった方法ももちろん否定をしません。それは分かりません。例えば住民発議50分の1というのは、板倉町も絶対多数を取っているわけではないのです。それがさも合併すべきだみたいなことを、俺は推進論者だから同調して、反対でもあれば持っていかななくてはならないのですよ、法律によって。さもそれが多数派みたいなことで強引に進めることも当然いけないことだとも、だから協議をすることに対して立ち上がったし、住民発議に対しての要望もそれなりに応えたと。そういうことも含め、今度は休止に至った後の本格的なアンケートはしておりませんが、ついこの間議員も御覧になっている、ついでのアンケートと言っては失礼かもしれませんが、総合計画のアンケート等を見ますと、全く逆転をしているわけです。いわゆる合併協議会で話し合った結果を合併協議会だよりとか、いろんな媒体を通じて町の議会だよりももちろん直接、間接的にはいろんな議論もあったし、それが町民がそれらを読んでどう判断をしているかということが、その結果がおおむね例えばこの間の6次計画のアンケートの中にも出ているわけでありまして、それらも慎重に重要な町民の意向として、この民主主義の世

の中で、無視していいのかどうか。無視をする町長かどうかも含め、今日まで議論をし、針ヶ谷氏とも、あるいはほかの人とも議論していますが、できるだけ公平な、自分の考えは考えとして述べる場合もあるし、でも取る行動はできるだけ民主的にということも含めて、これからもそういった改めてアンケートを取るか取らないかも含め、申込みをいただいた時点から、それから合併協議会もこれは休止になる前ですが、当然その時点でいなくなってしまう人がいるわけです、充て職で。それをどうするかということも含め、あるいは発議者をどうするかということも含め、あるいは女性の声が全く反映されていないということも含め、うちのほうは偶然前半には市川氏が副議長か何かで、総務委員長でしたっけ、何かで入りましたが、板倉は合併賛成、反対、結果的にですけれども、充て職で拾った結果、両論者が入っていったですよ。館林市はもう初めから賛成論者ばかりですから、ということも含め、そういう在り方がいいのかどうかも含め、恐らく再出発をするにしても、相当な前回の反省に伴ったさらに協議が必要になるだろうという予測は前回の休止に至る中で始める。当然やめるということは、いつか始めるかどうか、始めない場合にはどういう形で置くかとか、いろんなことも当然話をしておりますので、その中にそういった話もあったということも披露させていただいてもよろしいかと思います。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今までの話を聞いていますと、館林市にある程度条件を出してあるので、それを条件をクリアするのがまず第一、板倉町としては第一条件であると。多田新市長の釈明会見ではないですけれども、答弁聞いていると、向こうから申出があれば真摯に受け止めて、丁寧に対応するというようなお話でしたので、お互いがどちらかが一步踏み出さない限りはこのままの状態が続いてしまうのかなというのが私の判断でございます。動き出すようであれば、以前取ったアンケートから10年ぐらいたっていますので、改めてアンケートでも実施していただいて、町民の意向を確認していただくようお願いをしておきます。

ただ、これも広報等でおおむね3年間という時間が切っておりますので、やはり近々何らかの話合いは首長同士でも話合いは持たれたほうがよろしいかなと思いますので、機会を見つけてぜひお願いをして、この質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほどからるる申し上げておりますように、私どものほうからは再開について一言申し上げるつもりはありません。町の姿勢で取りあえずはいきます。向こうのほうがちもでかいですし、全てそれらを我々は危機感を時には感じながら、あるいは積極的に幸せになれる可能性も含めながら対応しているわけですので、向こうが、大きいほうが弱い立場の自治体を、どういうふうに包容力を持って弱い立場を理解するかという政治姿勢を重要視して、それを守ってもらわないと、合併すれば数の力でも全然どうにもなりませんので、そういうことです。町の姿勢でいきます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。続きまして、教育環境についてということで、今、町では子育て支援の包括的な対応をしていただきまして、保健センター中心にその支援をしていただき、好評を得てきているわけでございます。町の施策でも子育てに関する施策、十分に整っておって、子供を育てるには板倉町の

環境というのは申し分ない状態なのかな。それは個人の感想がありますので、私としては十分であるのではないかなと思っております。

ただ、保育園も事務事業評価でも出ましたけれども、いろいろ若干問題はありますけれども、待機児童もなく来ておりますので、それが対外的にどれだけ知られているのか分かりませんが、もっと外に対してアピールしてもいい状態かなと思います。されど、ここ数年を見ますと、子供の出生率という部分について、なかなかどこが満点の数だけは分かりませんが、大体50から60で推移している状態かなと思っております。

小学校が平成31年、令和元年に統合をしまして、西小と北小で西小に、東小と南小で東小にということで動きがありました。今のところ大きな問題もなく来てているのかなと思ってはおりますが、ただやはりその際に、その頃の出生数を見て、この子たちは6年後、1年生になりますよ。2クラスできますかというような話をしました。もともと統合がやはり少人数、単クラスの教育環境の改善というのが目的にありましたので、そういったものは後々問題になってきますねというような話をさせていただいた記憶がございます。

前鈴木教育長とは何回かそういった部分で論議させていただきましたけれども、今回赤坂教育長に替わりましたので、改めて小中一貫教育について教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

まずですが、板倉町では昨年度小学校再編を行いました。板倉町の小中一貫校設置については、この小学校再編の延長線上にあるというふうに考えていくものだと思います。ですから、まずは再編された小学校の成果と課題、これをしっかり見極める時期でもあるのかなというのがまず考えとしてあります。

次に、今後の検討について、小中一貫校の設置についてなのですが、これから既に設置されている学校、それからこれから設置を計画している学校も県内にありますので、その県内の学校に訪問するなりして、分析、協議を踏まえて、そしてその結果を確認する必要もあるのではないかなと、そんなふうに思っています。その上で、板倉町の児童生徒の推移、それから小中一貫校設置のよさ、そういうことから検討していくことが必要なのだろうと、そんなふうに考えております。

その中で留意したいのは、ただ単に児童生徒数が減ったから一貫校だということではなくて、私は小規模校になっても、小規模校には小規模校ならではの特色ある、特色ある教育があると思っております。そこら辺のところも大事にしていきたいなと、そんなふうに考えています。

それから、小中一貫校の校舎、校庭について、一貫校になりますと、それをどうするのかというような問題がまず出てくると思うのですが、近隣でも、あるいは全国でも併設型と一体型というのがあります。板倉町では校舎一体型であるということを念頭に考えていきたいと思っております。一貫校では、同一の校舎、同一の校庭、そして同一の職員室、これが原則であると、そのように考えています。今年度既に太田でもスタートしました公立の学校第1号ということで太田でもスタートしましたし、また来年、再来年ということで幾つか計画をされている学校があるようですけれども、県内の予定された一貫校、皆校舎同一型ということでスタートするようです。

併設型の一貫校では、私は目的は達成しにくいのかなという考えです。校庭とか校舎が隣接している、す

ぐ近くにあるのであれば、併設型というのも考えられなくはないと、そういうふうに思いますけれども、しかし板倉町では中学校と小学校の距離が随分離れています。校舎が遠過ぎるということ、それから教員や生徒がそこで移動がしにくいということ、その中で一貫校をスタートさせるということについてはどうなのかなと、検討の必要があるかなと、そんなふうに思っています。また、現在でも小中連携ということで、中学校の教員が小学校に来て授業をしたりしていますので、校舎併設型と言うならば、あえて小中一貫校と銘打たなくても、現在でも小中の連携というのは積極的に行っている町ですので、それでもいいのかなと、そんなふうにも思っています。

いずれにしても、小中一貫校の目指す取組、これは板倉町の将来の在り方を左右する重要な課題の一つであると、そのように認識しております。今後は板倉町としての小中一貫校設置の在り方などを多方面のところから検討を加えて慎重に協議していく必要があるのではないかなと、そのように考えております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。平成28年4月1日施行で文部科学省が学校教育法等の一部を改正する法律で、義務教育学校、小中一貫ということで、新しい法律を出して、推奨するような動きがあります。そういったものも含めて、子供の数も鑑みますと、板倉町でも検討を始めて遅い時期ではないし、早過ぎもしないのかなとっております。

先ほど教育長おっしゃったように、今の状態でもやろうと思えば連携をして教員とか、あるいはその事業のやり取りとかというのを6年生が中学校に入ったりとかやっているかと思うのですけれども、それを拡大をして、隣接型、先ほど教育長おっしゃったように、施設が隣接をしていて、共存できる、共有できるというような場合、あるいは今の板倉町のように、分散をしているけれども、その中でやり取りをしている。連携よりも一歩先を行った一貫というのもありますし、施設を一体型にするという、教育長が主張された形です。一体型もその小学校、中学校を併設で置いて、1つの施設の中に小学校、中学校が併設する形と、義務教育課程ということで、9年間をワンスパンの中である程度区分をして、6・3で分けるか、4・5か、5・4で分けるかと、いろいろそこはやり方があるようだけれども、そういった一体型でも2種類ぐらい今方法としてはあるのかなということで、若干勉強をさせていただきました。

このコロナの中で、文部科学省もやはりスペースを確保するというので、1クラスの人数制限というのを打ち出してまいりました。ただ、群馬県は群馬方式ということで、以前から少人数制で、その学級編制やっていますので、国が指定されたよりもレベルの高い状態で今、群馬県取組が行われているのは承知しております。ただ、それを考慮しましても、年間60名ですと、やはり2クラス分、ただそれが地域が確実に東と西で分かれていればよろしいですけれども、どちらかに集まった場合に、先ほども言ったように、少人数のクラスが出来上がってしまう可能性もやはり否定できないと思うのです。そういったことを考えると、先々やはりそれを1か所に集めて教育も施していくというほうが理想的というのかなと、私個人としては考えております。

今のところ再編が始まって間もないので、これを軌道に乗せて、きちんとした状態で仕上げていくという方向で教育委員会も教育長も町も考えていらっしゃるのかなと思いますが、やはり先ほども言いましたように、少しずつ計画の中で実践校とか、計画校の現地研修等を計画するようなお話もありましたけれども、や

はり議論を始めていただきたいという要望でございます。子供たちの学習する機会がやはり、おっしゃるように少人数でも学習機会が得られないかという、そういうことはございませんが、統合するときにも何度も話し合いましたけれども、やはり少人数から中学校に入ると、中1ギャップがある。これ小中一貫校ですと、中1ギャップの問題もなくなってくると。人と競争することはいいというわけではないですけれども、やはり競争力もつけていかないと、現実社会に出たときに精神的にプレッシャーに弱い子供たちになってしまうのかなというところもありますので、その辺の環境づくりというのにも必要なと思いますし、全てが小中一貫校で解決できるとは思いませんけれども、将来的にはそこへ移行するしか板倉町の学校教育を維持していく方法がなくなる可能性もありますので、ぜひ前向きな検討を始めていただければと思います。どの時点でそれを判断するかという質問もあったのですが、現時点では先ほど教育長おっしゃったように、しばらくの間は統合の状態を十分に行っていくのだということで理解をさせていただきました。

確認なのでございますけれども、これも今日の新聞にもありましたけれども、休校、分散、時短、その学校の通学形態が大体休校と分散、時短が3割ぐらい全国で実施されていて、通常が7割というような数字が出てまいりました。板倉町は、方針として通常登校ということで夏休み明け実施されましたけれども、部活動等は制限が出ているのかなと思うのですが、今のところはそれで変わらないのかどうか、一言お答えいただいて、質問を終わりにしたいと思います。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

夏休み明け新学期が始まって、板倉町では通常登校という形態を取らせていただきましたけれども、現在発症者等々児童生徒の中にございません。そういう状況でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 何かと手間を取らせますけれども、今後ともこの状況が確保できまして、子供たちの学ぶ機会を確保できますようにご努力お願いをいたしまして、質問のほうを終了させていただきます。ありがとうございました。

最後になりますが、災害対策についてお聞きいたします。本町の場合、台風のように進路が予想できて、被害が想定できるような場合、台風の場合は風水害ということで、風の被害と、あと水の被害となるわけですが、避難を要するのは水害時かなと思います。町の姿勢としては水害時の避難体制については、広域避難が基本であるというのがこれは間違いないことかなと思いますが、課長、その辺でよろしいでしょうか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

板倉町の場合は、地理的条件として高台が少ない地域でありますので、基本的には町外への安全な場所への広域避難を優先に推進をしていきたいという考えであります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 2019年の台風19号で避難指示が出されまして、約4,000名、おおむね1万5,000人の住民の中で4,000名が避難をしたという現実がございます。その際に問題点として上がったものを解決す

るというのですか、広域避難のアンケート等も取られたというか、調査等もされましたけれども、なかなかそれ数がまとまってこないということで、町内で何とか避難場所を確保しようというようなことで、東地区と北地区に避難場所を確保して、そこを整備するという計画が立ち上がったのだらうと考えております。

今回、9月の広報と一緒に避難者カードというのが配られました。基本として広域避難を考えている本町ですけれども、広域避難をした際、あるいは新設で設置される車で避難をする避難場所に避難をした際等を含めてこの避難者カードがどのように使われるのかというのが配られた文書ではちょっと分かりづらかったかなと思うのですが、その辺については回答はありますか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 避難者カードの活用につきましては、基本的には町内の避難所の避難時の混雑緩和が目的でありますので、町内の避難所での活用を考えております。広域避難については、ちょっと活用のしようもありませんので、その辺は考えておりません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ちょっと残念なのですが、これ含めて町長も何回かお話しされたと思うのですが、誰が逃げて行って、誰が残っているのかという把握につながるのもこの避難者カードかなと思っておりますので、もう少し活用のほうをできるように検討を進めていただければと思います。

台風19号の反省を基に、財産である車やペット等と同時に避難できるようにというのも配慮させていただきながら、この計画持ち上がったのだと思いますけれども、新たに土地を確保するという施策になりますが、最終的というか、今、今の状況で最終的な北地区、東地区の面積と想定台数、車での避難を想定してあると思うのですが、想定台数について答弁をお願いします。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 ご質問の想定台数の前に、先ほど避難者カードの中で、誰が逃げているか分からないということがありました。この辺につきましては、先日の避難訓練の中でも区長さん等と議論もしているところですが、基本的に将来的には、今計画している避難所の整備が進むに当たって、どの地域の人をどこに避難していただくかということも詰めていくことになると思います。そういう中で、避難した人の確認ということの議論も出てくると思いますので、現在では避難した方が何らかの「黄色いハンカチ」ではないのですが、そういうものを何らかの印をつけておくとか、そういうことで避難したかどうかの確認ができるのかなという考えもありますが、まだその辺は今後の議論になっていくと思います。

面積であります。全体の面積が4万平方メートルであります。西岡地区が約2万2,000平方メートル、海老瀬地区が約1万8,000平方メートルであります。収容台数の想定が1,200台を想定しております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 1,200台というのは、これは全部で1,200台ですか、おのおの1,200台ですか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 全体です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 この土地なのですけれども、西岡地区が2万2,000平米、海老瀬地区が1万8,000平米ということですので、これは全て町所有ということで、町有地として獲得する予定であるのですか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 現在、測量等を行っているところですので、今後地権者の方と交渉して買収ということで考えております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 皆さんの命に関わることでございますが、やはり土地の所有権というのは一応個人にございますので、その辺ちょっと難しさも残っているかなと思うのですが、何せ庁舎建設に当たりましては、町有できなかった土地が目の前に残っているような実例もありますので、広い面積の真ん中に取得できないような面積が残るといようなことも可能性としてはあり得ますので、その辺は確実に進めて、不具合がないような状態で進めていただければなと思っております。

今、調査が行われているような感じでございますけれども、これも全員協議会を含めて、いろいろな場所で話が出ていますが、災害は待ってくれないということで、できるだけ早い完成をお願いしているわけですが、今の予定ではどのくらいになりそうですか。予定で構いませんので、お願いします。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 今のご質問の予定というのは、完成の目安ということでよろしいですか。

○6番 針ヶ谷稔也議員 はい。

○根岸光男総務課長 完成につきましては、令和4年9月の供用開始を目途にスケジュールを進めているところであります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 令和4年を目標ということですが、来年になりますか、予定からすると。できれば早いほうがというのですが、工事もありますので、一番最速で令和4年9月なのかなという感じがしていますが、できるだけ早い完成をお願いをしておきます。

その際に、大きい駐車場ができるような感じでよろしいのかなと思うのですが、そこに避難者が入った場合に、トイレですとか、避難の際の備品ですとかという部分の計画は今どのようになっていますか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 当然洪水が発生した場合には、電気、水道といったライフラインが断絶する可能性が非常に高いと考えられます。避難を計画している場所の近くには公民館あるいは小学校がありますので、その辺を活用することと、今後検討していくこととなりますけれども、仮設トイレの購入あるいは出水期中のトイレのレンタル等を考えていくことになると思います。その辺につきましては、経費等の比較、そういうようなことを進めながら進めていきたいというようには考えております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 西岡、北地区では北小学校に2月の臨時会でしたか、備蓄倉庫を配置したと、私ちょっと欠席していただけたのですが、資料を見ますと配置済みというふうに思っていますが、改めてその西岡に建設する避難所には備蓄品を保管する倉庫等は設置しない予定ですか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

計画の中では、東、南、両方の計画をしている中に、それぞれトイレ、防災倉庫等の用地も確保してありますので、詳しいことについては今後の検討になりますけれども、計画はしております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 その際に、想定が水害ということではありますけれども、避難の後、水が出ない場所に避難場所を想定しているわけです。避難をして、台風が過ぎ去った後、冠水していれば自宅に戻れない状況であれば、その場所で生活をしなければいけない。何せ今、スマホがないと生活できない人が多分にいらっしゃいます。電気の確保で、車も燃料で動いていますので、電気で動こうが、ガソリンで動こうが、軽油で動こうが限度があります。ということは、その場でやはり何とかエネルギーを供給する必要があるのですが、カーボンニュートラルというような菅首相の意向もありましたけれども、ちょっと省庁忘れちゃったけれども、太陽光発電について設置に際しての補助金を出すような情報を私は得たのですけれども、そういった部分については何か通達がありますか。これが個人に対するものか、法人に対するものか、自治体も含まれるのか、ちょっと確認が取れていないのですけれども、あるのかどうかお願いします。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えいたします。

新聞報道等、太陽光発電、再生可能エネルギーということで補助金等の話は出ておりますけれども、具体的には通知は来ておりません。お話ですと、太陽光発電をその駐車場に設置ということでのお話でしょうか。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 せっかく2万2,000平米、1万8,000平米で、高台にありますし、日の当たりも悪くないと思うのです。であれば通常でも発電できるわけですから、災害の際だけではなくて、町の事業として太陽光発電所を独自に設置をして、災害時はそれを活用する。以前、ニュータウン地区にある県の施設を災害時に利用できないかということを確認させていただいた経緯があるのですが、なかなか手続きが難しいということであれば、そういったものも考えていいのかなと思ひまして、ぜひ前向きに検討をいただければと思って提案をさせていただきますが、お考えをお願いします。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 既にそういった可能性も含め、いわゆる立端の人間あるいは車が入って自由に行動できる状況を想定すれば、その空間を担保した上での発電ということは十分考えられるので、既に県のほうにも今の状況でこれから10年、20年、例えば電気量の推移はどう予測しているのかとか、あるいは板倉の場合、

例えば今のいわゆる太陽光をつくるだけで、すぐ流し込めるのかと、いわゆる電線に。それに流し込めないとすれば、鉄塔を幾つか建てて引っ張ってこなくてはならないという、その経費が莫大になったりしますので、いずれにしても可能であれば、一挙に財政投資もできないですから、だからそれを見ながら、当然計画の可能性としてそういったことも既に示唆を過日いたしております、それがだから実現するには、いろんな面の検討が必要であろうということを踏まえ、またもしかしたらG Oが可能であれば相談する機会が出てくるかもしれませんということで、すみません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 もう時間もありませんので、これで終わりにしたいと思いますが、台風19号の反省を基に今回の事業が動き出したのかなという部分で、ほかにも台風19号、先ほども南小の避難の問題も出ていましたけれども、きちんと19号の反省をこれからしていく必要があるのかな。新しく災害起こったときに、板倉町で死者、死傷者が出ないような状況をぜひ担保していただけるよう、個人の努力もありますけれども、町ができる最大限のことをやっていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時15分)

---

再 開 (午前11時30分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、小野田富康議員。

なお、質問の時間は60分です。

[1番 小野田富康議員登壇]

○1番 小野田富康議員 1番、小野田です。よろしくお願ひいたします。では、早速なのですけれども、通告書に従って質問させていただきたいと思ひます。

まず、小中学校のICT導入事業についてということをお願いをいたします。昨年度末、GIGAスクール構想の前倒しということで、学校に電子黒板、児童生徒に1人1台のタブレットが導入されたわけですが、この電子黒板とタブレットの今、利用状況、おのおのどのように活用しているのか、学校で。お答えさせていただきたいと思ひます。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

1人1台のタブレットと電子黒板の活用ということでございますが、タブレットにつきましては、今現在、授業での活用が主になっております。授業では双方向型の授業が可能になったり、また個別授業などでは、理解度に応じたタブレット、課題の取組方が習熟度別に課題に取り組みたりとか、それから共同学習の面で

は、タブレットを用いまして、今まではいろんな子供たちがなかなか意見が言えなかったりという場面もあるかと思いますが、一人一人タブレットとか、電子黒板を活用することによって、一人一人の考えが提出され、それをみんなで共有ができたという事で、いわゆるアクティブラーニング、主体的、対話的な深い学びができるというような今活用を行っているという事でございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 私もアナログな人間でして、この電子黒板、タブレットはある程度想像はできるのですが、電子黒板がどのようなもので、実際どんな授業でどのように使って、それがどういった効果が上がっているのか教えていただければと思います。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今のご質問で、電子黒板の活用ということだと思っておりますけれども、板倉町では44台町で用意をしています。各学級、そして特別教室などにも配置しています。子供たちは一人一人タブレット端末を使っているのですが、それを黒板の代わりに前に映し出すというようなところで活用されています。個々で子供たちがタブレットの中で書いたもの、書き出したもの、作成した画像等については、電子黒板にぱっと映すことができるということ、今までは教員が個別に課題を出して、そして一人一人を見ながら確認していったわけですが、非常に時間がかかると。でも、電子黒板を使うと、ボタン一つで子供たちのタブレットの様子が黒板に映し出されて、そしてこの考えはいいなと、この考えは広げたいなというときには拡大もできると。「では誰ちゃん、今書いてある、そのタブレットに書いてあるところ、大きく映すから前に来て、どんなふうに考えたのか、ちょっと説明してくれますか」、そんなことが可能です。ですから、やはり黒板と言われるように、瞬時に個々の考えがすぐ黒板に映し出されて、そしてそれをクラス全員の間で共有できる。それから、共有も一人一人がどんな今学びをしているのか、つまりしているのは誰で、進んでいるのは誰で、誰の意見を取り上げればこの授業が前に進むし、あるいは場合によってはもうちょっと違う考えを持っていると、この子の意見を取り上げて、もうちょっと授業をこんなふうに行うというふうな事、そんなところのプランが立てられるということで、電子黒板というのはとてもいいツールだなと、そんなふうに思っています。

また、それが一斉に出せるだけではなくて、これからまた電子教科書等も導入の予定でありますので、教科書の代わりにまたそこを使って、子供たちが一斉に前を見ながら勉強ができるというのと、そういうところの活用を進めるのでは、先生方にとっては非常に好評です。とてもいいと、授業がやりやすいと。子供たちにとっても分かりやすいというような声が聞かれているということです。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ある程度の使い方と便利な部分というのは納得ができたのですが、逆に間違った答えを書いた生徒とかというのももちろんいるわけで、その辺の活用の仕方も今後課題になってくるし、そんなものでいじめが始まってしまってもあれなので、その辺の使い方もきちっと教師の間で共有していただいて、どここの先生はこんな使い方をして大変うまくいっている。評判がいいとか、そういった教師間の共有もぜひ続けていただいて、やってもらえればいいかなと思っておりますのと、

各教科によって、そういった電子黒板なりタブレットを使って授業をすること、やりやすい授業とやりづらい授業というのがあるかと思うのですけれども、教科によって使っている教科と使っていない教科もあるようなのですけれども、その辺はどのように今考えていらっしゃいますか。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

先ほどの電子黒板を使って間違いがあったというような答えもあったのですが、教員のほうでそれは皆さんに示す、示さないという操作もできますので、そういうところでは電子黒板、そういう活用はできるかなと思います。また、思考を伴うような授業については、いろんな考え方がある。こういう順番でこういうふうに考えていきたいなんていう、そういうところも電子黒板に示すことができたりしますので、そういう面ではいろんな多様な考え方をみんなで共有ができていくというようなこともあろうかと思えます。以上、補足でした。

ただいまの質問なのですが、そのタブレットを使って、いろんな授業によっては使い方が難しい場面もあるのではないかなというところですが、例えば皆さんご存じかと思えます。総合的な学習の時間でタブレットを使って調べ学習がおのおのできるとか、それから社会科の授業では、映像を使って、小学生の場合なのですが、工場見学の放映ができたりとか、理科においては並列つなぎの回路なども見つけることを、そういう勉強もできたり、それから体育などではタブレットのカメラを使って動画を撮って、逆上がりの実践などもやったりとか、そういった活用、いろんな方面で活用の仕方が、教科によってはなかなか難しいところもあろうかと思えますけれども、教員それぞれいろんな場面で使えるよう工夫をしながら取り組んでいるということだと思います。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 今回、前倒しでこのタブレット、電子黒板導入された。これは、結局コロナの休校とかももちろん関係してくるのかなというふうに思っているのですけれども、それで板倉町が今現在ある程度人数も感染した方もいらっしゃるということで、今、数自体は減ってきているとは思っているのですけれども、学校が休校になった場合に、リモート授業、結局大事になってくるかなと思って、以前ちょっと相談させてもらったこともあるのですが、おとといの新聞報道にもありましたけれども、Wi-Fi、モバイルWi-Fiを導入して、要保護・準要保護児童生徒に貸与するというような報道もあって、10月中旬ぐらいからリモートができるようになるやに聞いているのですけれども、その辺は間違いはないでしょうか。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

今、議員さんおっしゃったとおり、新聞報道にもあったとおり、今計画を進めているということでございます。持ち帰りの時期、10月の中頃を目途に要綱等をいろいろ整理をして、今詰めの段階に入っている。また、Wi-Fiのモバイル型のルーターの貸出しにつきましても、いろいろ細かいところを詰めている段階ということでございます。持ち帰り計画に向けて進めているというところでございます。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 モバイルのWi-Fiルーターは1度買ってしまえば、卒業されてもまた別の方に  
という形で引き継いでいけるのかなという部分もあるのですけれども、通信料、これはもう与えている間ず  
っとかかってくるものだと思うのですけれども、その辺予算はどれぐらい見ているのでしょうか。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 通信料につきましても、町のほうが負担するといった方向で今検討をして  
いるところです。その中で試算としまして、1か月4,000円程度を見込んでいるところでございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 では、確認ですけれども、月4,000円をその貸し出した分の掛けるでいいのです  
ね。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 説明不足で申し訳ございません。1台当たり月4,000円と見込みますと、  
ルーター、国庫補助で23台を見込んでおります。全て23人分というふうに見込みますと、年間で110万4,000円  
ということになります。今年度につきましては、6か月ですので、55万2,000円という試算は出ております。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 今後必要になってくるものですので、これは大変いいなというふうに思っており  
ました。

それと、10月初旬から仮にリモート授業がもし可能になってくるということであると、やはり新聞等のア  
ンケートでも、群馬県8割の家庭がそういったリモートなり、遠隔で授業ができるというのを期待している  
というような声も聞こえております。県内でも分散登校なり、リモートなり、あとは希望する家庭はリモ  
ートでもいいよというような対策が今取られているかと思うのですけれども、板倉町は今のところは通常ど  
おりの授業を行っているということなのですから、いずれまた感染が広がった場合は、分散にするのか、  
リモートにするのか、どういった流れで最初は分散にします。途中からリモートに切り替えますとか、そう  
いった予定といいますか、段取りというのがあれば教えてください。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 タブレット持ち帰りが可能になってくるということであれば、学校のほう  
は分散または休校になった場合に、リモート授業でもという、または登校を控えるのでリモート授業をとい  
うなどいろいろ考えられると思いますが、10月中旬持ち帰りが始まってすぐにはなかなかリモートでの授業  
というのは対応できないのかなというふうには考えております。その理由としましては、やはり発信側のま  
だスキルの向上がされていない。もちろんこの研修等々も受けておりますけれども、今のところ授業での活  
用を中心にと、今までそういう対応をしておりましたので、リモート授業への対応のスキルの今後は向上を

図っていききたいというふうを考えております。

まずは段階を踏んでということで、当面の間は健康観察、もし分散とか休校になった場合には、タブレットを活用して、「調子はどうだい」というような感じで、健康観察的なものを双方向通信を通して、そういうものをして、送り手も受け手も両方のスキルが徐々に向上していった段階でリモートの授業とか、録画での授業の配信ですとか、そういうものが可能になってくるのかなというふうを考えております。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ぜひ発信側のスキルを上げていただいて、なるべく早く取り組めるようにしていただければと思います。

また、ちょっとした疑問だったのですけれども、リモート授業で授業を受けるということになった場合に、どういった評価をつけていくのか、また出欠は出席扱いなのか、欠席扱いなのか、どういった扱いをされるのか教えてください。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 まず、リモート授業についての評価というお話ですけれども、教室で授業をしているのとリモートで授業をしているのと結局同じ授業をやっていますので、同じように評価をしていくのだろうと、リモートだから評価は甘くて、甘くてというか、教室で授業をするのとリモートで授業をするのと評価が違ったのでは、公正な評価がないし、授業も教育課程どおり、教科書どおりリモートでも行われるわけですので、基本的には同じようにやっていくのがいいのかなと、そんなふうに思っています。

〔「出席」と言う人あり〕

○赤坂文弘教育長 出席については、登校しないと、コロナによって登校できないという場合については、今のところ出席停止という扱いを取っています。欠席ではありません。ですから、休校、学級閉鎖、それから不安による登校についても出席停止扱いですので、それは継続ということになると思います。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 あと、これちょっと通告書に記入していなくて大変恐縮なのですけれども、答えられる範囲でお願いしたいのですが、もしコロナに感染して自宅療養、リモート授業ということになった場合に、差別や、もしかしたらいじめの始まりになるような事例も「あいつ、リモートだからかかっているんじゃないの」とか、そんなふうにもいわれて、いじめとか、そういったのがもし始まってしまった場合の対策とか、そのケアとか、そういったものをどのようなふうに対策を取っていくか。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 いじめについてということで、これはコロナが発生した時点で、文科省のほうからも登校したとき、あるいは登校しなくても、コロナに感染した場合、感染の疑われる場合についての差別、いじめ等については十分配慮するようという通達も来ております。今までも板倉町ではいじめ防止活動、いろんなどころで行っています。1学期、2学期、年間を通してこのいじめ問題については、コロナということに限らなくても、日常の教育活動の中で差別、偏見、仲間外れ等については非常によくはないの

だということ、また道徳の教科書などでもこの今度の教科書改訂の中にもいじめの項目が取り上げられて、各学級で指導しているところです。

今ご指摘にありましたように、いじめの問題については非常に大きな問題だと思います。ですから、今までの指導をしっかりとやって、そしてそういういじめや差別、偏見等のないような活動がしっかり行えるように教育委員会としても注視していきたいと、そんなふうに思っております。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 よろしく申し上げます。

ちょっと通告書に戻って、スタディサプリ、昨年度からも導入されているかと思うのですが、今現在、こちらの利用の状況についてお知らせいただきたいのですけれども、多分学校のほうで誰が何時間とか使っているというのは把握できているはずなので、その辺の利用の状況について教えてください。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

スタディサプリの利用状況ということでございます。昨年度までは家庭でオンライン学習ができる児童生徒、それから環境が整っていない家庭、どうしてもありましたので、個人差が出てきておりました。今年度につきましては、教員のほうもスタディサプリの研修会を行ったり、学校での工夫もございます。7月からはスタディサプリのことを略してスタサプと呼んだりもするのですが、そのスタサプデイやスタサプウィークなどと題しまして、隙間学習の時間を活用して、給食後の10分間など、教師から課題を配信をして、児童生徒が端末を利用してスタディサプリを活用するというような状況はございます。

その中で、具体的な利用状況ということになりますけれども、学校別で申し上げますと、7月1か月間夏休みも入っていますので、途中までとなりますけれども、東小で動画、授業形式、講義形式の動画配信をやっていますが、そちらの視聴時間、全ての視聴時間は127時間、東小の児童数、1人平均にしますと約25分、それから西小では総視聴時間が72時間、1人平均にしますと13分、それから板倉中学校では視聴時間が29時間、1人平均にしますと少ないのですが、5分間ということになります。

また、動画だけではなく、確認テストといたしまして、課題のテストの回答をするというようなこともあります。それも統計が出ておまして、東小では4,023問、1人平均にしますと13問解いております。西小学校では9,287問、1人平均にしますと27問、板倉中学校では1,050問、1人平均が3問ということになってございます。学校によりましていろいろ差があるのですが、これは授業におけます活用時間の差にあるのかなというふうに思われます。教員のほうもスタディサプリの研修を受けておりますけれども、まだ日が浅いということで、すぐに授業の中に取り組むことが難しいのではないかと推測をされます。今後は10月半ば以降になりますけれども、タブレットの持ち帰りが始まることによりまして、家庭学習、それから自主学習においてこのスタサプも利用状況、改善が図られるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 スタディサプリ、ここで教えてくれている講師の方は、本当に何千万円ももらっているようなカリスマ性のある講師が授業をしてしてくれておりますので、生徒、児童だけでなく、教師の皆

さんも教える、お互いプロで、ああ、こういった教え方があったとか、そういったものをヒントを得るためにもぜひ教師の皆さんも研修をしておいて、スキルアップを目指していただければというふうに思います。ありがとうございます。

続いて、通学路の安全確保について質問をいたしたいと思います。先ほど森田議員のほうからも質問があったわけですが、私も八街の事故とか、その後に出てきた国やら県やからの通学路の点検に関する報道とかを見まして、板倉町の現状は今どうなっているのかなと気になったもので、私のほうが気になったことをちょっと質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、通学路、これの基準をまず聞きたいのです。国道、県道、町道、もちろんあるのですが、私道もそれに含まれている部分があるのかどうか、お願いします。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

通学路につきましては、基本的に家から学校までということで、もちろん県道、国道とか、通学路になっていればそれも指定をされると。ですから、一般の町道から道路は通学路となるということでございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 例えばその私道を使うに当たって、地主さんもちろんいるわけですので、ここ通学路で子供たち、もちろん自分の家の子供が自分の家の私道を通っていくのは構わないと思うのですが、よその子たちが自分の敷地になるわけです。そういったところを通学路として通っているというのは、許可を得たりして今使っているような状況なのでしょうか。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 ただいまのご質問ですが、通学路としてほかの子供たちが私道を、そのほかの家の私道を通学路として通るとするのはちょっと状況が把握できないのですが、ただ通学班をまとめている地域のPTAの地区役員の方なども入ってきますので、当然ほかのご家庭のお子さんが私道を通るような指定というのはちょっとされないのではないかなというふうに思うのですが、そういう事例、ちょっと聞いていないので何ともあれなのですが、そういう場合にはやはり声をかけて通らせてくださいというようなこともあって対応していくのかなというふうに思うのですが、基本的にはなかなかそういう例は少ないのではないかなというふうに考えております。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 実は実際そういった事例がたまたまあって、知っていたものですから、こういった形で学校が把握しているのか、ちょっと知りたかったのですが、また私の勝手な想像だったのですが、通学路というと登校班に合流して、ある程度大きな道を通って学校に向かっていく道というのが通学路なのかなというふうに考えておりました、小学生の場合は、中学生は基本的には単独で登下校をされるので、通学路は自宅から学校までということでの判断でよろしいのでしょうか。小学校も家から学校までが通学路と。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 申し訳ございません。少し説明が欠けておりました。

基本的には、通学路、小学生の場合、家から学校まで、もちろん中学生においても同じになりますけれども、小学生については通学班で登校するというようなことがございまして、基本的には通学路としては細かい話をすると学校指定通学路というのですが、その種類の通学路につきましては、登校班の集合場所から学校までというメインの通学路というふうに捉えていただければと思うのですが、ただしその通学班の集合場所まで、家から集合場所までは通学路ではないのかと問われた場合には、いえ、それは学校が通学路として認めるものであって、そのメインの通学路ではないけれども、基本的に家から学校までが通学路になりますということでございます。

中学生の場合には、当然自転車ということになるかと思いますが、通学班というものもありませんので、個々で登校ということでございますけれども、やはり中学校においてもメインの通学路というのは指定がございまして、やはり同じようにそのメインの通学路の先、家までと、家庭までとといいますと、それを学校がルート指定をすると、認めるということで通学路として最終的には認められているということになります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 毎年、板倉町通学路安全プログラムというようなものを作成して、いろいろ通学路の安全について問題箇所等の発見と、その後の改善など図っていらっしゃるんですけど、いろいろ見ると大変細かいところまでやってくださっているのだと思うのですが、この通学路安全プログラムで調べている箇所は、そのメインの通学路ということよろしいのでしょうか。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 基本的にはメインの通学路ということになるかと思いますが、もちろん通学をしているのはその通学路だけではありませんので、児童生徒、それから保護者、それから学校、地域の方からいろいろお話があった場合には、当然そこも点検をして対策を協議をしていくというような形になってございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 個々の家庭から例えば通学班に行くまでであるとか、そこまで全部見ると確かに数も膨大な数になってしまうとは思いますが、やはりこのメインの通学路、ある程度大きな道で皆さん注意して調べてくれている場所以外のやはりそういった自分の家から近い場所であるとか、あまり自分以外使わない道とか、そういった部分でもやはり安全の確保をぜひ怠らずにチェックをしていただければと思いますので、例えばPTAの方とか、児童生徒にどこか危ないところがあったら伝えてくれるような形、なるべくそういった安全ではない通学路はなくなるような形でぜひ進めていただければと思います。

それで、先ほどの板倉町通学路安全プログラムを見させてもらっていると、やはり歩道の確保であるとか、横断歩道の設置とかの要望、これが多かっただけなんですけれども、なかなか道路管理者なりとの話合いとかもあって難しいのではないかなというふうに考えるのですが、通学路にこの時期というか、暖かい時期になってくると、もう木がせり出していたりとか、雑草が繁茂して、道幅が狭くなっていたり、見

通しが悪くなっているような箇所というのも多々見受けられるのですけれども、こういった場合はどういふふうな解決の仕方をしていかれるのか。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

いろいろな状況が考えられると思いますが、先ほど議員さんおっしゃったような例もあると思いますが、そのケース、ケースに応じて関係部署、関係機関に連絡をして対応を検討、協議をして対応しているということでございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 例えばなかなか道路についての警察とかから折衝はいろいろ長くなるのかなとも思うのですけれども、雑草の問題であれば、ある程度地主さんに草刈ってくださいとか、木の枝をちょっと落としてくださいとかというお願いもできるかとは思っているのですけれども、もしそういったお願いをする場合は誰がどのように行うのか。学校側で行うのか、例えば保護者が行うのか。

○今村好市議長 根岸総務課長。

[根岸光男総務課長登壇]

○根岸光男総務課長 お答えします。

実際に通学路で雑草あるいは樹木が道路に出ているというようなお話は来ます。そういう場合、大体の場合は地域の方から区長さんを通して、総務課等あるいは教育委員会を通して連絡あります。総務課のほうでは地権者の方にこういう状況を改善していただきたいというようなお話をさせていただいております。また、そこが空き家だったりする場合も多いわけですが、その場合についてはその空き家の所有者の方に連絡を取って対応をさせていただいております。今年の場合もそのような実態があって、そのような対応をさせていただいたということでもあります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。

続いて、通学班についてお伺いしたいと思います。この通学班の基準というのですか、人数であるとか、そういったものの基準がもしあるのであれば、教えていただきたいと思っております。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

通学班の基準につきましては、明確な明文化されたものというのは、はっきりしたものは分かりませんが、ほとんどの場合、班編成をさせていただいているPTAの地区役員の方など、学校からの指導もありますけれども、10人程度ぐらいまでと、もちろん10人以上のところも幾つかあるかとは思いますが、10人程度までということで指導をしております。

それから、学年につきましては、偏りがなく、下級生から上級生まで学年の偏りがなく班編成をお願いをしているというところでございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 それで、毎朝、うちの前とか、裏も子供たちが通学班をつくって学校に登校しているのを見かけるのですけれども、この隊列を組んで歩くメリットというのは何かあるのですか。先ほども子供の列に車が突っ込むという事故はよく聞くのですけれども、隊列組んで大勢で歩いているから巻き添えを食う子供たちも多くなってしまうのかなと単純な考えなのですけれども、例えば6年生と1年生、2人、3人の組、5年生と2年生の組とか、二、三人ずつの固まりをある程度離れた、分散した通学班というのは今まで考えられたことないのでしょうか。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えをいたします。

通学班、隊列を組んでまとまって登校していく、歩いていくメリットということなのですけれども、またメリットなのですが、教育効果とか、子供の間での地域のつながり、上級生、下級生、1年生から6年生までいて、その地域で暮らしていて、それがずっとつながっていくわけですから、そういうこともあろうかと思えます。

それから、上級生の責任感の醸成なども挙げられるのかなというふうに思います。上の子が下の子の面倒を見たり、また下級生のランドセルを上級生が持ってあげたりなんていう、そういう思いやりの心も育めるのかなというふうに思います。今朝もちょっと登校班を見たのですけれども、黄色いカバーをつけた子供ですから1年生だと思うのですが、1年生が上級生の腕をつかみながら歩いているというような、ちょっとほほ笑ましいような場面も見られたり、その集団で登校するメリットというのはいろんな面であるのかなというふうに思います。

また、議員さんおっしゃいました、二、三人で分かれて、1つの登校班であっても、二、三人で1組になって歩いていけば車が突っ込んできても、多くの子供たちが犠牲にならないのではないかなというふうなお話もありましたけれども、その当然分かれば列の距離が長くなるということで、どこに車が突っ込んでくるか分からないということを考えると、やはりそれもリスクが高いのかなと。ただ、集団で歩いている場合には1台がそこへ突っ込んだ場合には、その議員さんがおっしゃったことに比べて多くの子供たちが犠牲になるかもしれませんけれども、その距離が長くなれば、やはり車が突っ込む可能性というのも併せて高くなるのかなということで、どちらにしてもメリット、デメリットあるのかな、一長一短なのかなというふうにあります。そういうことをいろいろ考えますと、教育効果などを考えて、やはり現状の集団登校というのが望ましいのかなというふうに考えるところでございます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 はい、分かりました。そういった教育的な部分までは私も頭が回らなかったのも、大変逆に言うと参考になりました。私も子供の頃は、今と同じように登校班組んで、6年生のときは班長やってというような形で脈々と続いてきているものですから、たまたまその通学班に車が突っ込むような事件というのは何回かやはり目立ってニュースになりやすいという部分かと思うのですけれども、聞いたものですから、もしリスクヘッジではないのですけれども、分散させるのであればいいかなという浅はかな考えで質問させていただきました。

以上でこの質問は終わりにさせていただきます、次の旧南小・北小の避難施設化について質問をさせて

いただきたいと思います。以前の新聞報道だったと思うのですが、旧南小・北小は避難施設として活用するというような旨が掲載されておりまして、もちろんそのことには避難施設として使うのはもっともなことであるし、否定するつもりはさらさらないのですけれども、避難施設に特化してしまうと、ほかに活用する方法がなくなってしまうのではないかなというふうに思うのですけれども、例えば議会だより、最後のみんなの声、結構中学生の意見も見えますと、旧南小・北小の活用を訴える声も載っていたりしますので、最初は特化してやってしまうのかというような質問をしようかと思っていたのですけれども、先般事務事業評価のときも、南小学校に保育園を移転させられるようであれば、いろいろ検討も必要だということでしたけれども、考えているというようなことを聞いているのですけれども、現在こういった形で活用をメインで考えていらっしゃるのか、お願いします。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、旧南・北小学校の利活用につきましては、町は両校とも災害時の避難施設として利用することを最優先に考えてはおります。令和元年7月に実施いたしました「まちづくり町民アンケート」の結果では、このほかに公民館などのコミュニティセンターとしての活用、これが一番多かったわけですけれども、その次に先ほど申し上げました避難所などの防災施設としての利用、また貸教室や倉庫、テナントとしての貸出し、またスポーツ運動施設や老人介護等の福祉施設としての活用が多いアンケート結果となっております。そのほかに先ほども話が出ました、老朽化しております2つの町保育園の統合や文化財資料館、消防団詰所、地元の消防団の詰所の移設など地域の要望も含めた多くの利用方法について、現在検討しているところでございます。

その中で、旧校舎をこれらの利用方法で活用する場合の都市計画に係る用途制限、こういったものをはじめとする各種制約の調査を現状行っておりまして、それぞれの目的で校舎を再利用する場合、その使用目的に応じた適正な構造計算や必要な設備の追加、改修工事、こういった条件を満たすことも必要になってくるのが想定されているところでございます。今後、再利用するに当たりまして、改修費用等も考慮しながら、建物の特性や地域の要望も含めて、どのような利用方法が最適であるかを十分検討し、利活用の方法を定めていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 各小学校とも耐震工事も済んでいるわけですので、ぜひ今のまま、例えばもう平時の段階で何も使っていないような状況が続くと、普通にもったいないと思っています。各小学校、建物とか、維持していくにも、ただでは済んでいかないと思っているのですけれども、各小学校はこれ維持費というのは、内訳どれくらいかかっているのかと、その内訳を教えてくださいなと思うのですが。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、おおむね各小学校、現状の維持費というのがかかっておりますけれども、北小学校等につきましては、老朽化したポンプ等の交換等を行ったため、全体

で180万円程度の支出となっているというようなことが昨年実績で出ておりますが、通常であれば1校当たり年間140万円の維持管理費というところで費用が出ているところでございます。内容等につきましては、現在使用しております電気代とか、水道代、こういったところの費用、それと各種設備の点検費、こういったところが通常経費として上がっているところでございます。

以上になります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 そういった例えばこういう条件なら貸し出せますよとか、用途の制限とかももちろんかかってくると今おっしゃっていましたがけれども、逆に言えばこういった用途で短期、例えば1日、例えば数時間とか、そういった時間でも貸せますよとか、そういった情報を発信して、需要を掘り起こすというような試みもしてもいいかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、現状何回も申し上げますとおり、各小学校、避難所としての利用というのが最優先というところではございますが、そのほかの利用方法につきましては、現在民間事業者への貸出しやコミュニティ施設の利用、また保育園等の移設等、こういったところの利用について検討しているというところでありまして、そういった情報等につきましては、各民間の会社からもインターネット、それぞれの町の状況等を調べながら申出が出ているような状況にはなっているところでございます。

以上になります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 なかなか難しい問題かなとは思っているのですけれども、これから少子化が進んでいて、どんどん学校統合されて廃校になってくる学校もどんどん増えてきている状況でして、なかなかほかのところもそういった企業なりなんりの取り合いになってくる部分もありますし、実際こういうふうな使い方をしていきますとか、いろいろ視察とかも行かれていますと思うのですけれども、例えばそういったいろいろ視察をして見てきた中で、成功例で、ああ、これはいいなとか、こういったのがもし板倉の旧南小・北小で使えるようなものがもしあったとしたら、どのようなものがあったかをお願いします。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、現状コロナが蔓延しているというような状況の中で、なかなか現地への調査研修というのは行えないのが実情でございます。ただ、現時点で各種インターネット等調査をいたしまして、全国各地にあります廃校、こういったものがどういった利活用されているかというのは調査をさせていただいております。その中で廃校を利用した加工施設なり、修学校というような形で地域の研修施設、そういったものとして民間の方がそこを利用したり、そういったところをうまく利用している事例、成功例等もあります。そういった中で、今後板倉町がどういうふうな利活用が一番いいのか、もちろんそれについては先ほども申し上げましたとおり、いろんな改修等も行わなければならないというような状況も踏まえた中で、どれが一番費用の面、あとは利活用の面、地域への貢献度の面、こういった

ところが十分に発揮できるかというところを検討していきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 1つ提案というか、私の考えなのですがけれども、以前から例えば板倉町に図書館がない。図書館が欲しいというような意見聞くのですがけれども、なかなか新しい箱を造って、蔵書を買ってと。造るのはほぼほぼ難しいし、無理だというふうに私は思っておりまして、例えば図書館でゆっくり勉強がしたいとか、自習室代わりに廃校になっている小学校を貸し出すような形というのはできないのでしょうか。例えば夏休み期間中だけ、冬休み期間中だけとか、長期の休みのときに図書室代わり、自習室代わりに貸し出すというようなアイデアはないのでしょうか。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、近くに栃木市がございまして、栃木市がやはり廃校になりました学校を今、議員さんおっしゃられたように、学習の場として地域の子供たち、学生、生徒たちに貸し出しているというようなところもございます。この件につきましては、視察のほうを行ってきたところで、現実見させていただいているところでございます。そういったところも含めて今後検討の材料の一つとして、こういったものが1つで利用できるのか、組合せで利用できるのか、そういったところも含めて検討をさせていただければというふうに考えております。

以上になります。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。この質問は以上で終わりにさせていただいて、次の最後の質問に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

町内、町在住の外国籍の方についてお伺いをしたいというふうに思います。最近、よく自転車に乗っている外国の方を見かけます。やはり町内の企業なり、大きくやられている農家さんのところで働いていたりとか、いろいろいらっしゃるかとは思いますが、今、実際町内には何名くらいの方がいらっしゃるのか、国別で教えてください。

○今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

○川田 亨住民環境課長 ただいまのご質問にお答えします。

町内在住の外国人の人数につきましては、令和3年8月1日現在で、26か国420人でございます。国別の内訳につきましては、ベトナムが199人、中国が49人、インドネシアが41人、フィリピンが37人、ブラジルが15人、パキスタンが14人、ペルーが10人で、約9割を占めておりまして、その他が55人となっております。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 いろいろ外国人雇っている方の話を聞いてみると、やはり技能実習生で、仕事に来ている方が多いのかなというふうに思うのですが、なかなか今、特に農業ですと人手がなくて、年を取ったらやめてしまうとか、後から今、私ぐらいの年齢の農業者が親が駄目になったらどうしようとか、

いろいろ今考えているところです。ICT、スマート農業の導入で、省力化を図るか、もしくはもう人を雇って規模を維持する、もしくは拡大していくしか今なかなか板倉町農業、特にこのキュウリとかの施設野菜を続けていくには、もう難しいちょうど時期に来ているというふうに私は思うのですけれども、そういった面で板倉町に例えば農業なり、商業、工業で来てくださっている方、いろいろ自分の国とはなかなか生活習慣なりも違って、暮らしていくのも楽ではないのかなとは思うのですけれども、こういった方々と住民の方とで今もしトラブルとかが発生していることがあったら教えてください。

○今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

○川田 亨住民環境課長 ご質問にお答えします。

技能実習生や留学の外国人は勤務する事業所が用意した住宅や学校の寮などで生活しております。近隣のトラブルとして町が苦情が寄せられた最近のものでは、同じアパート住民と思われる方からの騒音苦情が1件、ごみステーションへのごみの出し方について3件、合計4件の相談がありました。騒音苦情の内容につきましては、外国人の方が知人を集めて夜間に大きな音で音楽を流したり、アパートの共有スペースにおいてバーベキューでの火の不始末等でございました。この案件につきましては、苦情を受けまして、すぐにアパートの管理人に連絡をし、住民へ注意をするよう働きかけを行っております。

続きまして、ごみステーションへのごみの出し方につきましては、アパート自体にごみ捨て場が設置されていないということもありまして、近隣の行政区管理のごみステーションへごみ出しを行っているものでございました。収集日や分別などのルールを理解していないでごみ出しをするために、行政区の役員や当番が清掃や分別作業に手間がかかるといった苦情でございました。

町の対応といたしましては、外国人の住民登録時には、外国版の英語、中国語、ベトナム語ですが、ごみの出し方・分け方を窓口で配布と説明をしております。外国人の雇用企業につきましても、出張説明会、さらには行政区やアパートの管理人を含めた関係者との打合せなどの対策を講じているところでございます。

今後の対応といたしましては、ごみステーションへ外国版のごみカレンダー等の掲示や個別の説明を継続して行っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 逆に思ったより、人数の割にはトラブルも少ないのかなというふうには思いました。

それと、あまり時間がなくて、最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、企業、ある程度の企業が外国人雇う場合というのは、ノウハウもあろうかと思うのですけれども、例えば個人で1人だけ雇いたいとか、そういったときに町で何かできるサポートというのはあるのでしょうか。結構税金とか、年金とか、保険とか、大変だと聞くのですけれども。

○今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

○川田 亨住民環境課長 ご質問にお答えします。

住民環境課の窓口業務といたしましては、外国人の転入手続のときに、出入国在留管理庁長官が発行しました在留カードを提示していただいております。日本語がよく理解できない方につきましては、翻訳機を使

い説明を行っておりまして、説明の主な内容は、社会保険に未加入の場合には、国民健康保険の説明と加入手続、国民年金の加入と免除申請等の説明を行っております。あわせて、先ほど申し上げましたけれども、外国版のごみカレンダーの配布をしております。つまりなのですけれども、国籍を問わず、もともといる板倉町民でありまして、新たに入った外国人でありまして、同じ行政サービスを受けるということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 もう時間ちょうど終わりなので、以上で私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○今村好市議長 以上で小野田富康議員の一般質問が終了いたしました。

ここで議場をちょっと準備するために暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 0時30分)

---

再 開 (午後 0時33分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

○議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について

議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○今村好市議長 日程第2、議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について、日程第3、議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、2議案を一括議題といたします。

この2議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について、議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての2議案であり、昨日、本会議の終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第6号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○今村好市議長 委員長による報告は終わりました。

初めに、議案第27号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月16日午前9時から行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 0時41分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 10 日)

## 令和3年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年9月16日（木）午前9時開議

- 日程第 1 認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 2 認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 3 認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 4 認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 5 認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 6 報告 事務事業評価結果について  
日程第 7 閉会中の継続調査、審査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
根岸	光男	総務課長
峯崎	浩	企画財政課長
荻野	剛史	税務課長
川田	亨	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長

伊	藤	良	昭	産業振興課長
高	瀬	利	之	都市建設課長
丸	山	英	幸	会計管理者
多	田		孝	教育委員会 教務局長
伊	藤	良	昭	農業委員会 農事局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事務局長
小	野	田	裕之	庶務議事係長
伊	藤	泰	年	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告及び事務事業評価結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。ご了承願います。

---

○認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○今村好市議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第5、認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましての5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、9月10日から14日まで、3日間をかけて審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件であります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、各会計の担当課長、係長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

細部につきましては、各議員十分に承知のことと思いますので、省かせていただきます。

次に、審査結果について申し上げます。

認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

### ○報告 事務事業評価結果について

○今村好市議長 日程第6、報告 事務事業評価結果についてを議題とし、予算決算常任委員長より報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、令和3年8月26日に予算決算常任委員会を開催し、令和2年度実施事業の中から各常任委員会で選定した各3事業、全6事業について、事務事業評価を実施いたしました。

評価に当たっては、各常任委員会委員長が事業選定の趣旨を述べ、担当課局長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、各委員が項目別評価の評価点を決定し、全員の評価点を合計して今後の方向性を3段階に分けました。

その結果、現状のまま継続すべき事業が3事業、見直しの上継続すべき事業が3事業となり、廃止すべき事業はありませんでした。

事業ごとの評価結果の詳細は、別添の事務事業評価結果のとおりであります。この評価結果を予算決算常任委員会の合議として、次年度以降の予算編成に反映されるよう執行部へ提言していただきたくお願いいたします。

以上を申し上げ、報告といたします。

○今村好市議長 以上で事務事業評価結果についての報告を終わります。

---

### ○閉会中の継続調査、審査について

○今村好市議長 日程第7、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認め、よって各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

---

### ○町長挨拶

○今村好市議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

9月の7日から実質7日間にわたりまして、決算議会の別名どおり、令和2年度各会計決算5議案を中心

に、令和3年度会計補正の2議案を含む全11議案をご審議をいただき、可決をいただきました。誠にありがとうございました。また、一般質問等においては、3名の議員から、貴重な個人としての考えを述べていただきまして、それぞれ十分参考とさせていただきながら、生かしていけるものは生かしていきたいというふうに思っております。

さて、国のことでありますが、オリンピック・パラリンピックの成功あるいはコロナ感染症対策の沈静化を武器に、衆議院任期満了までの自民党総裁選挙を含む政治日程を有利に展開し、強く続投を計画していたとされる菅総理の思惑はあっけなく外れ、まさに政界は一寸先は闇の定義どおり、議員内閣制の中での与党の総裁選挙への突然の不出馬の表明は、9月3日ではありましたが、激震となりました。世界を駆け巡ったということでもあります。

まさにそれを受けて、今定例会初日の所信の挨拶の中で、行き詰まった首相の危険水域まで落ち込んだ、いわゆる支持率、人事を武器に強権を駆使して8年余りの長期政権を支えた、しかも政治のど真ん中にいた菅氏でありましたので、あまりにも全てにおいて評判が悪過ぎたということにたとえても、まさか1年ももたない短命の首相になろうとは、誰も思っただけにはいなかった状況でもあろうかと思っておりますし、本人がその筆頭であろうというふうに思っております。

そういった状況で、あからさまな政権の投げ出し、または投げ出さざるを得なかった現実、それは国民の意に沿わない、地位をただ、ただ守るための排他的、問答無用な政治手法に対するブーメラン的回向、仏教用語の回向、回り回って結果は自分に来たという、そういう意味での結果として当然のこととの論評が各マスコミの中に共通して見られるところでもあります。

温厚そうな独裁者、圧倒的多数の票の、国会議員の票の上にあぐらをかいた8年間。8年間とは、安倍、菅政治のいわゆる継続した政治を指すということでもあります。その中で行われた数々の非民主的な手法のしっぺ返しを受けた。自分の、そのことが通ったということの「自分の力量を過信し錯覚した悲しき宰相、首相」との評は、的を射ているものとして国政の教訓になれば幸いなことでもあります。

そういった政治手法からの脱却の喜びの反映が、誰が喜んでいのでしょうか。国民の全部ではありませんが、多数の国民。あるいは多数の、今となっては同士であった国会議員が、首相交代によって、コロナ感染症解決に代わることで明るさをもたらす期待からか、その大きな日本の道しるべになっていく株価の上昇気運は、まさに最近まれに見るものでありまして、総裁あるいは首相の交代劇が新しい世の中の幕開け的な喜びとして、一斉に打ち上げられた花火のような、30年以上ぶりの株価の高騰として現れているのは皮肉なものと言われております。日経の中にそのように書いてございます。

錯覚によって、一時の栄華を極めた権力者の退場を喜ぶ国会議員や国民の姿を、先ほど述べた映し出したものと、今後の政治の在り方としての教訓としなければならない大きな政変と言えるかもしれません。

こんな反省の上に立った現在真っ最中の各総裁選の、真っ最中といっても、まだ前座というか、本選に入る前の前哨戦。評価をいろんな方が、3名あるいは4名の方が立候補あるいは立候補をするかもしれないという、その方々の、当初は考え抜いた公約として評価を得ていたように見えていましたが、いざとなると派閥力学や領袖の考えに影響され、大きな後ろ盾を得るための御機嫌伺いの行動がここのところ加わり、公約の重要な部分、いわゆる投げ出さざるを得なかったという、そういう意味での本旨の重要な部分が失われると思われる二重構造、後ろの領袖や最大の権力者のかいらい政権になってしまうおそれも、腰砕け現象が見

えるということで、腰砕け現象が散見される状況であります。

このことは、何が理由で現政権が倒れ、何をやめ、何を修正し、新しい何を国民が期待をしているのか。まだまだついこの間までの国民の心と乖離した政権のおごりと言われた夢の中から、数人の立候補者さえ抜けたように見えるが、抜け切っていないのかと危惧の念さえ感じずにはられません。

日本の総理大臣を選ぶ自民党の総裁選、9月の29日投開票を、引き続き関心を持って、そういう意味でその人なりに、政治に対する考え方もみんな違うわけでありすけれども、やっぱり見詰めていくべきだと思います。

安倍政治の8年間を支えてど真ん中にいた菅氏が、なぜ1年もたたない中で、やる気満々であっても退陣を余儀なくさせられたのか。原因は、8年間の政治手法や政治的志向の国民感情との乖離、いわゆる対話の無視や説明責任の不履行、不祥事発覚時の責任を取らない体質、隠蔽体質等々、いろんな角度から非難も浴びたわけではありますが、これを踏まえた党としての改善策である、ちょうどタイムリーな総裁選挙が、単なる顔を代えるだけのものではないことを、何より当事者には忘れていただきたくないということでありまして、そういう意味での自民党の改革、イコール与党でもありますので、どこまで進み、国民、我々住民にある意味では寄り添っていただけるような形が実行されるのか、見定めてまいりたいと思います。

さて、幸いなことに、オリンピック終了後から、国も、当群馬県も、コロナ感染症の様子は、少しずつではありましたが、日ごとに好転してまいりました。そして、こここのところは、相当沈静化に向かった、向かう、間違いのないというような安堵感さえ生み出しつつあるような状況でもあります。しかし、同じ結果の繰り返しの評判もあったことから、さらに緊急事態宣言を9月30日まで延長との決定を、群馬県でも追随を、国に従って、国と同様追随をしております。

経済の影響を考えると、関係業種、大きな影響を受けている業種各位には、さらに厳しい局面が続くわけではありますが、何回もの繰り返して、どぶに捨てたような大きなこれまでの対策費を考えると、後のない状況とも言えますし、反省がどこで役立つのかということも含めて、国民にも見透かされや愛想を尽かされたというのでしょうか、そんな状況でもありますので、そういう意味では後のない状況とも言えます。

最大予測値に近づきつつある、80%あるいは85%と言われる最大予測値に近づきつつあるワクチン接種の状況の進展とその効果を期待しつつの徹底的な人流の抑制ということで、ほかに改めての有効打が見いだせない中での努力を、全国民で協力して最後の闘いに挑むというような覚悟で、そこら辺を再認識しての緊急宣言の延長ですので、今までの集大成として、もう一踏ん張り、一頑張りお願いを申し上げたいと思っておるところであります。

9月の13日、つい二、三日前ですが、知事からの電話及び同日の臨時記者会見を通し、9月の30日まで、ただいま申し上げましたような努力とその結果次第で、今朝のテレビでもやっておりましたが、群馬県が日本で第1位のワクチンの接種率、接種スピード。10月中下旬から、結果次第で、経済対策として需要喚起策を実施する旨の電話と発表が9月の13日にあったということでもあります。内容は、相変わらずの愛郷ぐんま、旅行への助成1人5,000円、Go To Eat 食事プレミアム券30%上乘せ等のようであります。

もちろん現状時点で心配される病床の増床あるいは宿泊療養施設、これは野戦病院的なあるいは酸素吸入施設等々も含む、意味する宿泊療養施設のさらなる確保、新治療法の実施、これは幾つかの薬を合わせて打って、進行を止めるというような新しい療法の実施と対策を十分進めながら、さらにワクチン接種も加速を

させ、年明けにはさらに3回目の接種というかブースター接種も視野に入れながら、全国接種率1位もしくは2位の状況をさらに守り、進めていきたいという、そういった内容でございました。

それを含めて、10月の中下旬からワクチンパスポートの活用を前提に、各自治体と連携し、早期実現に向けて走り出す予定のようであります。もちろんこの件につきましては、心配されるパス使用の際の差別の問題、未接種の方に対する不利益の問題、予防接種の選択の自由の問題など、予想される諸問題、既に外国でもそういった対応について問題が起こっているわけでありますので、そういった予想される諸問題に対して最大の配慮、対策を確定した上、同時出発を目指すべきことを当町としては申し入れてございます。

また、県の計画した旅行券や食事券、先ほど言ったGo To トラベルあるいはイート、食事券に対しては、不公平感や、行ける人はいいけれども、行けない人はみたいな不公平感や、また今朝ほどの日本の尾身審議会議長も言っています、ちょっと安心し過ぎではないかというような心配もされておるわけでありまして、いわゆる国民全体に開放感を与える誤ったメッセージを与える可能性もあるということも含め、さらには地域間の、あるいは産業間、地域といたしますと、例えば我が平野部と、例えば旅行のパスポート券、群馬県の上の方の、これは自治体同士で損得勘定にもなるわけですが、向こうはほとんど恩恵を受けて、旅行へ来るというような恩恵も受けるでしょうし、あるいはまたそういった地域間のほかに産業間の不公平もあるわけでありまして、極端な人流刺激策にまで、先ほど言った、まだこの時期で、ぐっといわゆる右に対して左へ偏る極端な人流刺激策にまで私どもの税を使うことへの問題意識も併せて存在することに注意を払う必要性も、東部県民局長に私として伝えてございますので、知事に申し入れていただきたい旨を伝えてございますので、まずは完全に近い沈静化に町民の皆様様の協力を願いながら、それであっても二、三年かかるとか、年末には第6波もあるという一部の専門家の予測もあったり、不安な状況で進む以外にはないわけでありまして、まずは完全に近い沈静化に向かって努力をする以外にない。また、刺激策を施行する段階においては、慎重をお願いをしたいということで申し込んであるということでもあります。

本来ですと、今頃、いつも申し上げますが、収穫、実りの秋、行楽の秋、食欲の秋、ふるさと祭りの秋あるいはスポーツの秋等、年間でも最も充実をし、人流が活発化し、生きがいを感じ、そして親しい友、仲間の交流も深まる時期でありました。やむなく昨年同様、ほぼ全てにおいて自粛の秋になります。コロナによって出来上がってしまった、あしき2年間の出来上がってしまった観光が、ほぼ中止に近い、いろんな業種の中止の観光。例が今回で終わりになりますよう、また台風14号も接近をして、温帯低気圧になるであろうとは言われておりますが、進路あるいは円の大きさ等々、2日後ぐらいに当地域にも相当な影響を及ぼす可能性も含めて、その進路を見ておりますので、万が一に備え、準備万端に対応を、まずは町民の皆様に対応をいただくことをお願いをしながら、町としてもできる対策を基本的に充実してまいりたいというふうに考えております。

そういったことで、いろいろ申し上げましたが、議会の区切りは、一区切りこうしてまたついたわけでありまして、議会、我々を取り巻く環境は、依然として厳しい同様な状況が続いておりますので、そこら辺を共に共有しながら、さらに頑張ったい、職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、改めて全議案をご指導いただきまして可決いただきましたことにお礼を申し上げてご挨拶といたします。大変今日はありがとうございました。

○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和3年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時31分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和3年11月12日

板倉町議会議長 今 村 好 市

①署名議員 荒 井 英 世

②署名議員 延 山 宗 一